

ドイツの2012年再生可能エネルギー法

海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 固定価格買取制度の概要

II 2009年法の主要な改正

1 2010年改正

2 2011年改正

3 2009年法の実績報告

III 2012年法の概要

1 2012年法の構成

2 2009年法からの変更点

おわりに

翻訳：再生可能エネルギー法（2012年1月1日現在）

はじめに

ドイツでは、1991年に制定された電力供給法⁽¹⁾と、この法律を引き継いで2000年に制定された再生可能エネルギー法⁽²⁾により、再生可能エネルギーによる発電を現在まで順調に伸ばしてきた。制定当初の再生可能エネルギー法は全

12条から成るものであったが、2004年の全面改正（2004年8月1日施行、以下「2004年法」⁽³⁾）及び2008年の全面改正（2009年1月1日施行、以下「2009年法」⁽⁴⁾）等を経た2012年1月1日現在における同法は、全部で88条を有する法律に発展した。しかし、再生可能エネルギー法が定める再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度は、現在までその根幹を変えず、この制度が再生可能エネルギーの普及を大きく促進してきたと見られている⁽⁵⁾。

ドイツでは、再生可能エネルギーによる発電量を増やすことは、脱原発を実現するため、また、気候変動対策として、最重要の政策課題と位置づけられている。連邦政府は、2010年9月28日にエネルギー計画⁽⁶⁾を決定し、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年に35%、2050年に80%とする目標を掲げた。このエネルギー計画を実施するために、また、福島大地原発の事故を受けて脱原発の完了時期を早めたことに伴って⁽⁷⁾、2011年7月に再生可能エ

(1) Gesetz über die Einspeisung von Strom aus erneuerbaren Energien in das öffentliche Netz (Strom-einspeisungsgesetz) vom 7. Dezember 1990 (BGBl. I S.2633).

(2) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz - EEG) vom 29. März 2000 (BGBl. I S.305).

(3) Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Erneuerbaren Energien im Strombereich vom 31. Juli 2004 (BGBl. I S.1918) による改正。2004年8月1日に施行された。

(4) Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Erneuerbaren Energien im Strombereich und zur Änderung damit zusammenhängender Vorschriften vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I S.1918) による改正。2009年1月1日に施行された。

(5) 電力の総消費量に占める再生可能エネルギーによる電力の割合は、2000年の6.4%から2011年には20%となっている。Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Erneuerbare Energien in Zahlen, Internet-Update ausgewählter Daten*, Berlin, 2011, S.9.

(6) Energiekonzept für eine umweltschonende, zuverlässige und bezahlbare Energieversorgung, 28. September 2010. 再生可能エネルギー増強の目標は、脱原発の完了時期を考慮して決められた。〈http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/energiekonzept_bundesregierung.pdf〉

(7) 渡辺富久子「ドイツにおける脱原発のための立法措置」『外国の立法』250号, 2011.12, pp.145-171を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382144_po_02500006.pdf?contentNo=1〉以下、インターネット情報は、2012年2月28日現在である。

エネルギー法が改正された⁽⁸⁾。改正法の大部分は、2012年1月1日から施行されており、本稿ではこの2012年1月1日現在の再生可能エネルギー法を「2012年法」と呼ぶ。

2012年法では、再生可能エネルギーによる発電を一層促進するために、エネルギー計画の目標が取り入れられ、再生可能エネルギーによる電力の買取価格（以下「補償金額」）が見直されたほか、再生可能エネルギーによる発電量が増大してきたことにかんがみて、再生可能エネルギーによる電力と従来電力との市場統合を促す規定が定められた。

本稿では、第I章で、ドイツの固定価格買取制度の概要、第II章で、2009年法の主要な改正、第III章で2012年法の概要を紹介する。末尾に、2012年1月1日現在の再生可能エネルギー法の翻訳を付す。

I 固定価格買取制度の概要

ドイツの再生可能エネルギー法の中核は、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度にある。この制度は、系統運用者(Netzbetreiber)⁽⁹⁾に対し、再生可能エネルギーによる発電施設（以下「施設」）を優先的に送配電網（以下「系統」）に連系し（第5条）、その電力を買い取って、送電及び配電すること（第8条）、並びに施設管理運営者(Anlagenbetreiber)に法律で定められ

た補償金額を支払うこと（第16条）を義務付けるものである。系統運用者は、さらに上位の送電系統運用者(Übertragungsnetzbetreiber)にこの電力を転売し（第34条）、送電系統運用者は、系統運用者が施設管理運営者に補償した金額を系統運用者に補償する義務を負う（第35条）。送電系統運用者は、再生可能エネルギーによる電力を電力市場で差別なく販売しなければならず、補償のために必要な支出と再生可能エネルギーによる電力を販売して得た収入との差額（以下「賦課金」）を、最終消費者に電力を供給する電力供給事業者(Elektrizitätsversorgungsunternehmen)⁽¹⁰⁾に対して要求することができる（第37条）。電力供給事業者は、電力供給量の割合に従って賦課金を送電系統運用者に支払うが、賦課金は、最終的に消費者が負担する。この調整機構の概要を、図に示す。

再生可能エネルギーによる電力に対する補償金額は、そのエネルギー源ごとに定められている。水力（第23条）、廃棄物ガス（第24条）、汚泥ガス（第25条）、坑内ガス（第26条）、バイオマス（第27条）、地熱（第28条）による発電の場合には、施設の定格出力⁽¹¹⁾に応じた補償が行われる。この際、補償金額の不公平が起きないように、補償金額は、施設の定格出力に対する定格出力を区分する各値の割合に応じて決定され（第18条）、定格出力に応じて漸進的に変動するようになっている⁽¹²⁾。建物の屋上に設

(8) Gesetz zur Neuregelung des Rechtsrahmens für die Förderung der Stromerzeugung aus erneuerbaren Energien vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S.1634)。この改正は全面改正ではなく、2009年法を改正するものである。

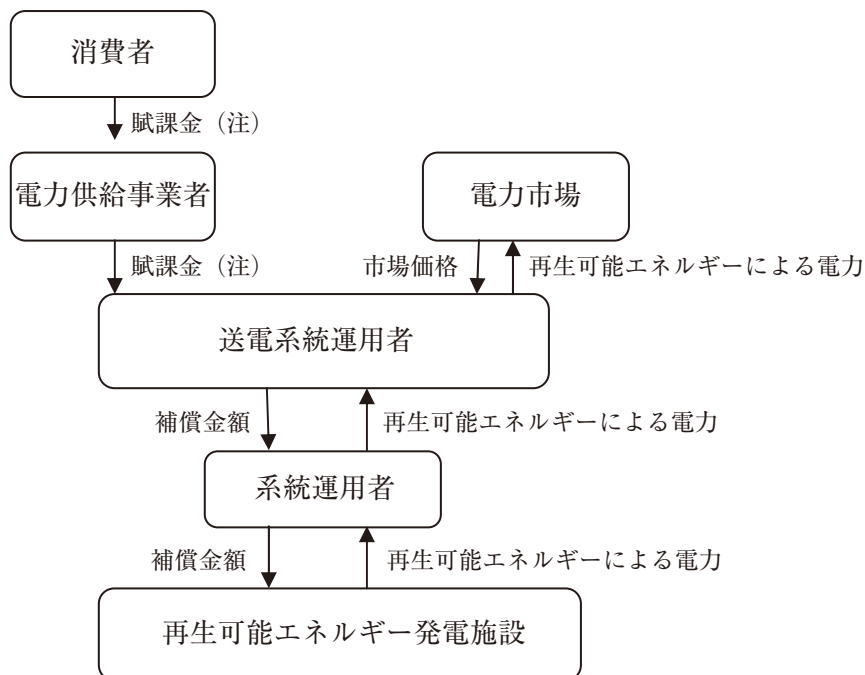
(9) 2010年4月現在の系統運用者数は910社である。そのうち、超高压送電線を有する大手の送電系統運用者は、TenneT, 50Hertz, Amprion, EnBWの4社である。BDEW Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft e.V., *Energiemarkt Deutschland: Zahlen und Fakten zur Gas-, Strom- und Fernwärmeversorgung*, Berlin, 2010, S.32。

(10) 2010年4月現在の電力供給事業者数は1,030社である。ibid。

(11) Bemessungsleistung, 第3条第2a項で、施設の年間の総発電量を年間の総時間数で除した値と定義されている。

(12) 例えば、仮に、定格出力5メガワットまで15セント/kWh、10メガワットまで14セント/kWh、20メガワットまで8.95セント/kWh、20～200メガワットまで7.16セント/kWhと補償金額が定められている場合において、定格出力が200メガワットの施設の場合には、 $(5/200) \times 15$ 、 $(5/200) \times 14$ 、 $(10/200) \times 8.95$ 、 $(180/200) \times 7.16$ の総和の補償金額(7.62セント/kWh)となる。Peter Salje, *Erneuerbare-Energien-Gesetz 2012 : Gesetz für den Vorrang erneuerbarer Energien (EEG) ; Kommentar*, 6., völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage, Köln: Carl Heymanns Verlag, 2012, S. 612ffを参照。

図 調整機構の概要



(注) 補償金額と市場価格の差額が賦課金である。

出典：e-on, *Netzausbau in Bezug auf Regenerative Energien*, 2009, S.8 等を参照して筆者作成。

置された自家発電を含む太陽光発電（第 33 条）の場合には、施設の設備容量⁽¹³⁾に応じた補償が同様に行われる⁽¹⁴⁾。風力発電施設（第 29 条～第 31 条）及び平地に設置された太陽光発電施設（第 32 条）からの電力に対しては、電力量 1 キロワット時あたりの基本補償金額が定められている。

通常、補償金額は市場価格を上回っており、施設の運転開始時点で算定される補償金額が同一の施設に対して 20 年間支払われる（第 21 条）。再生可能エネルギーへの早期投資を奨励するために、補償金額は年々逡減する（第 20 条及び

第 20a 条）仕組みになっている。

II 2009 年法の主要な改正

電力供給法から再生可能エネルギー法制定までの経緯、2004 年法、2009 年法については、既に本誌で紹介しているため⁽¹⁵⁾、この章では、2009 年以降 2012 年法が制定されるまでの再生可能エネルギー法の主要な改正の概要を紹介する。2009 年法の主要な改正は、2010 年における太陽光発電の補償金額を引き下げることによる改正⁽¹⁶⁾、2011 年 4 月における EU の再生可能エネ

(13) *installierte Leistung*. 第 3 条第 6 項で、施設が、時間的制約なしに規定通りの運転を行った際に、短時間の僅少な偏差は考慮せず、技術的にもたすことができる有効電力と定義されている。

(14) 再生可能エネルギー法により補償金額を受け取ることができるのは、太陽光エネルギー及び太陽熱エネルギーによる電力であるが、ドイツでは太陽光エネルギー発電が主流であることから、本稿では太陽光エネルギー及び太陽光発電の言葉を使った。

(15) 渡邊齊志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』225 号, 2005.8, pp.61-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000402_po_022506.pdf?contentNo=1>、山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法（2）—2009 年再生可能エネルギー法」『外国の立法』241 号, 2009.9, pp.101-132. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000038_po_024105.pdf?contentNo=1>

(16) *Erstes Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes vom 1. August 2010 (BGBl. I S. 1170)*.

ルギー促進指令 2009/28/EC⁽¹⁷⁾を国内法化するための改正⁽¹⁸⁾の2つである。後者の2011年の改正は、2012年法の制定のための改正（2011年7月）より前のものである。

1 2010年改正

2010年の再生可能エネルギー法改正の主な内容は、太陽光発電施設からの電力に対する補償金額を引き下げたことである。

連邦政府は、1999年から2003年の「10万個の屋根」⁽¹⁹⁾という融資プログラムにより太陽光発電を促進した。このプログラムの終了を受けて2004年に再生可能エネルギー法が改正され⁽²⁰⁾、太陽光発電に対する補償金額が引き上げられた。その結果、2003年から2006年にかけて太陽光による発電量は7倍となった。しかし、同時に、太陽光発電の設備価格も大幅に下落したため、太陽光発電に対する補償金額を適切に引き下げることが必要となった。2009年法においては、太陽光発電に対する補償金額の毎年の逓減率がそれまでの5%⁽²¹⁾から9%へと大幅に引き上げられた。また、太陽光発電の設備容量

の年間の増加量が一定量を超えた場合に逓減率を1%引き上げる規定が導入された。

2010年の改正では、2010年7月1日及び10月1日以降に運転を開始した太陽光発電施設からの電力に対する補償金額が一段と引き下げられた。さらに、太陽光発電の設備容量の年間の増加量に応じて補償金額の逓減率の引上げ幅を大きくする規定が導入された（第20a条⁽²²⁾）⁽²³⁾。

2 2011年改正

2011年の改正は、EUの再生可能エネルギー促進指令 2009/28/ECの国内法化に伴うものであった。EU指令との関連で主要な改正は、電力源証明書の電子的な登録簿を設置するための規定が置かれたことである（第55条）。さらに、議会における審議の過程で法案が修正され、太陽光発電の設備容量の年間の増加量に応じた補償金額の逓減率が再び引き上げられた⁽²⁴⁾（第20a条、第32条、第33条）。

3 2009年法の実績報告

次に、2009年法を評価した実績報告⁽²⁵⁾の内容

(17) Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC.

(18) Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2009/28/EG zur Förderung der Nutzung von Energie aus erneuerbaren Quellen (Europarechtsanpassungsgesetz Erneuerbare Energien – EAG EE) vom 12. April 2011 (BGBl. I S.619). 2011年5月1日に施行された。

(19) 100,000 Dächer – Programm. ドイツ政府がドイツ復興金融公庫（政府系金融機関）を通じて行った太陽光発電促進プログラム。

(20) Zweites Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes vom 22. Dezember 2003 (BGBl. I S.3074).

(21) 平地に設置された太陽光発電施設からの電力に対する補償金額の逓減率は、2006年以降6.5%とされていた。

(22) 改正当時、この条文は第20条第2項及び第2a項であったが、この部分は、2012年法で第20a条に繰り下げられた。

(23) 2010年の改正については、渡辺富久子「【ドイツ】再生可能エネルギー法の改正」『外国の立法』245-2号、2010.11, pp.12-13を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050564_po_02450206.pdf?contentNo=1〉

(24) 従来、太陽光発電の設備容量の年間の増加量が3,500メガワットを超えた場合3%、4,500メガワットを超えた場合6%、5,500メガワットを超えた場合9%、6,500メガワットを超えた場合12%とされていたが、さらに、7,500メガワットを超えた場合15%逓減率が引き上げられる区分が追加された。

(25) Erfahrungsbericht 2011 zum Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG – Erfahrungsbericht 2011), Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6085.

を紹介する。連邦政府は、再生可能エネルギー法第 65 条の規定に基づき、2011 年 6 月 6 日²⁶⁾に 2009 年法の実績報告を連邦議会に提出した。報告書は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の委託による様々な研究機関の学術的な調査に基づくものである。報告書では、2010 年に連邦政府が決定したエネルギー計画における再生可能エネルギーによる電力供給の目標を考慮して、また、再生可能エネルギーによる電力を電力市場へ取り込むことを目指して、2009 年法を改正することが勧告され、2012 年法はこの実績報告を反映させたものになっている。その主な内容は、次の 6 点である。

(1) 再生可能エネルギーによる電力供給の増強を継続すること

エネルギー計画の目標を達成するためには、再生可能エネルギーによる電力供給の増強を継続して行わなければならない。特に、これまでに増強が十分進展していない洋上風力による発電量を増やすことが必要である。2050 年には、再生可能エネルギーによる発電の 35～40% を洋上風力発電が占めることが見込まれている。当初補償金額を増額するオプションを設ければ、早期の投資回収が可能となる。陸上の風力発電施設も、州の国土計画の見直し（土地の用途指定や高さ規制）により、迅速に整備することが可能である。

(2) 再生可能エネルギー法の従来の基本原則を維持し発展させること

再生可能エネルギー法は、投資の安全性を保証している。将来的に需要に応じた発電を促進するために、調整可能で大規模なバイオガス施設に対しては、電力市場への参加を義務付ける。その際、経済的な運営と投資の安全性のために、法定の補償金額を基準とした考慮を行う。

(3) 費用対効果を高めること

再生可能エネルギーによる電力の補償のための消費者負担は、2000 年の 9 億ユーロから 2010 年の 80 億ユーロへと増大した。消費者と事業者の負担をできるだけ減らすために、効率的な再生可能エネルギーの促進が必要である。この点に関して、2010 年の再生可能エネルギーによる発電への投資総額 237 億ユーロのうち、約 80% にあたる 195 億ユーロが太陽光発電に向けられていたこと、小規模なバイオマス施設への補償金額が高くなっていて見直す必要があり、今後は過剰な促進を防がなくてはならない。太陽光発電施設からの電力に対する補償は既に引き下げてきたところであるが、長期的に費用対効果を高めることにより、再生可能エネルギー法は人々に受け入れられるものとなる。

(4) 賦課金の調整

賦課金は消費者が負担するが、賦課金の負担額が軽減される特例が定められている。例えば国際競争に直面する電力集約的な製造業者や、供給する電力の 50% 以上が再生可能エネルギーによる電力である電力供給事業者である。だが、このような特例を受ける事業者のために、2010 年の一般の消費者負担は前年比で 20% 増えた。それゆえ、特例措置としての賦課金軽減は、客観的に必要な範囲に限定されなければならない。

(5) 再生可能エネルギーの市場・系統・システム統合

再生可能エネルギーによる発電が増えるにつれて、再生可能エネルギー、系統、従来型発電施設、蓄電設備、消費者が有機的に機能しなければならない。需要に応じた発電を促進するために、市場プレミアムのオプションを導入する。また、系統の整備も重要である。

²⁶⁾ 再生可能エネルギー法を改正するための法律案と同時の提出であった。

再生可能エネルギーによる電力を電力市場やシステムに統合していくための措置を導入する。

(6) 補償体系の簡素化及び透明性

2009年法では、複雑な補償体系が定められた。特にバイオマスでは、多くの種類の付加金（以下「ボーナス」）が定められ、これを組み合わせることが可能であったが、ボーナスの数を削減しなければならない。補償体系は、簡素で透明性のあることが望ましい。

Ⅲ 2012年法の概要

再生可能エネルギー法は、上記の実績報告に基づいて2011年7月に改正され、改正後の法律は2012年1月1日から施行されている。以下に、2012年法の概要を、2009年法からの主要な変更点を中心に紹介する²⁷⁾。

1 2012年法の構成

2012年法は、第1章総則、第2章連系、買取り、送電及び配電、第3章供給に対する補償、第3a章直接販売、第4章調整機構、第5章透明性、第6章権利保護及び官庁の手続、第7章命令への委任、実績報告、経過規定の8つの章と5つの附則から成る。今回の改正により、第3a章直接販売が挿入された。通常、施設管理運営者は系統運用者に対して電力を供給し、系統運用者から補償金額を受け取るが、施設管理運営者は、従来から、電力を市場で直接販売することができた（2009年法第17条）。これは、補償金額よりも市場価格の方が高い場合に施設管理運営者が選択するもので、従来から、水力、ガスエネルギー（廃棄物ガス、汚泥ガス、坑内

ガス）、バイオマスによる電力では、発電量に占める直接販売の割合は高かった²⁸⁾。再生可能エネルギーによる電力供給が増えるにつれ、賦課金による消費者の負担が重くなることを緩和するために、連邦政府は、再生可能エネルギーによる電力の市場での直接販売を増やす必要があると考えている。そのために、第3章の補償のための規定と並んで、第3a章として直接販売の章が独立することとなった。

2 2009年法からの変更点

(1) 達成目標

2009年法では、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合の目標を「2020年までに30%以上」としていたが、「2020年までに35%以上、2030年までに50%以上、2040年までに65%以上、2050年までに80%以上」とした。また、EU指令2009/28/ECの第3条において、最終エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに18%とする目標がドイツのために定められたが、この目標が国内法化された。（第1条）

(2) 補償規定

・水力

従来、出力5メガワット以下の施設と、出力5メガワットを超える施設で補償金額の基準が分かれていたが、出力5メガワット前後の施設において補償金額の不公平が生じていたため、この体系が一元化された（第23条）。

従来、出力5メガワットを超える施設からの電力に対する補償の期間は15年とされていたが、これが他の場合と同じ20年に延長された（第21条）。

・廃棄物ガス・汚泥ガス・坑内ガス

²⁷⁾ この章の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6071, 6363 による。

²⁸⁾ 2011年12月の再生可能エネルギーによる発電に占める直接販売の割合は、水力が34.4%、ガスエネルギーが52.7%、バイオマスが15.1%、陸上風力が7.7%であった。BDEW Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft e.V., *Erneuerbare Energien und das EEG: Zahlen, Fakten, Grafiken (2011)*, 2011. S.44f.

廃棄物ガス(第24条)、汚泥ガス(第25条)、坑内ガス(第26条)については、従来テクノロジー・ボーナス²⁹⁾が定められていたが、この規定が新設の「第27c条 ガスエネルギー源の通則」に移され、ガス処理ボーナスとされた。

・バイオマス

従来、基本補償金額に加えて、一定の要件を満たす場合にテクノロジー・ボーナス、次世代燃料に対するボーナス³⁰⁾、熱電併給ボーナス³¹⁾が認められていた。テクノロジー・ボーナスは、前述のガス処理ボーナス(第27c条)とされた。熱電併給ボーナスは廃止され、従来の熱電併給ボーナス分として、基本補償金額に2セント/kWhが上乗せされることになり、補償請求権は、従来の熱電併給ボーナスの要件を満たさなければ認められないことになった。また、従来の次世代燃料に対するボーナスに相当するものとして、燃料材に応じた補償が定められた。燃料材に応じた補償には、燃料材によって2つの補償区分がある。従来の次世代燃料に対するボーナスでは同一の燃料材を使用しなければならなかったが、改正により、複数の燃料材を使用して、その割合に応じた補償を受けられるようになった。さらに、バイオガスの生成のためにトウモロコシ及び穀粒を使用する場合には、その割合が

年間平均で60%以下の場合に限る、という補償請求権の要件が追加された。これは、エネルギー源としてのトウモロコシを大規模に栽培することによる、環境及び食用のための栽培への影響を減じるためである。(第27条)

有機廃棄物を平均90%以上含むバイオマス発電(第27a条)、家畜ふん尿を平均80%以上使用することによりバイオガスを生成する設備容量が75キロワット以下の小規模施設におけるバイオマス発電(第27b条)のためには、別個に優遇的な補償規定が設けられた。

バイオマスの補償の逡減率は、従来の1%から2%へ引き上げられた(第20条)。

・地熱

従来、補償金額は、出力10メガワットまでの部分は16セント/kWh、出力10メガワットを超える部分は10.5セント/kWhとされていたが、一律25セント/kWhとなった。これは、従来の早期運転開始ボーナス³²⁾と熱利用ボーナス³³⁾を含めて、増額されたものである。岩石熱利用による発電の場合の補償に対して上乗せするボーナスは、4セント/kWhから5セント/kWhに増額された。(第28条)

地熱発電施設の増加が想定どおり進んでいないことから、補償金額の逡減は2018年から行うこととされた。代わりに逡減率は、従

(29) 天然ガス系統から取り出したガスでも、当該天然ガス系統に供給された廃棄物ガス、汚泥ガス、坑内ガス及びバイオマスの熱量に相当する分は、廃棄物ガス等再生可能エネルギーによるガスとみなされる。テクノロジー・ボーナスは、このガスが天然ガスの品質に処理された場合、補償金額に上乗せされるボーナスであった(2009年法附則第1)。2012年法にいうガス処理ボーナスは、同内容のものである。

(30) 次世代燃料ボーナスは、次世代燃料のみを用いて、又は、次世代燃料若しくは家畜ふん尿の嫌気性発酵により、植物の副産物と組み合わせて発電された電力に対する補償金額に上乗せされるボーナスであった(2009年法附則第2)。

(31) 熱電併給ボーナスは、熱電併給による電力に対する補償金額に上乗せされるボーナスであった(2009年法附則第3)

(32) 2015年12月31日以前に運転を開始する施設からの電力に対する補償金額は、4セント/kWh引き上げられることとされていた(2009年法第28条第1a項)。

(33) 熱利用ボーナスは、地熱エネルギーの5分の1以上を直接熱利用する場合に、地熱による電力に対する補償金額に上乗せされるボーナスであった(2009年法附則第4)

来の1%から5%へ引き上げられた。(第20条)

・(陸上)風力エネルギー

逡減率が、従来の1%から1.5%へ引き上げられた(第20条)。

従来、システムサービス・ボーナス³⁴⁾は、2013年12月31日以前に運転を開始した施設に認められるとされていたが、この期限が2014年12月31日以前に延期された(第29条)。

技術的に古い風力発電施設を新しい施設に代替する場合に認められるリパワリング・ボーナスについて、従来、運転開始後10年以上経過した施設を代替する場合に認められていたが、代替される施設が2001年12月31日以前に運転を開始した場合に限定された(第30条)。

・洋上風力エネルギー

従来、基本補償金額の他に、運転開始当初の12年間における補償金額が定められている。この当初補償金額に従来の早期運転開始ボーナス³⁵⁾が含まれることとされ、当初補償金額が15セント/kWhに増額された。また、当初補償金額を受ける期間を8年として、その額を19セント/kWhとするオプションも定められた。(第31条)

洋上風力発電施設を増やすために、補償金額の逡減は、従来2015年からとされていたが、2018年から行うこととされた。代わりに逡減率は、従来の5%から7%へ引き上げられた。(第20条)

・太陽光エネルギー

太陽光発電施設からの電力に対する補償の

逡減率は、前年の設備容量の増加量に応じて引き上げられるが、2012年以降、各年の7月1日以降12月31日以前に運転を開始した施設からの電力については、前年の10月1日以降当該年の4月30日以前の設備容量の増加量を考慮して、半年前倒して逡減を行うことが定められた(第20a条)。

産業用地、交通用地、住宅用地又は軍用地からの転用地で、かつ、自然保護区域又は国立公園として指定されている敷地にある施設からの電力に対しては、補償が認められないことが定められた(第32条)。

太陽光発電による電力を系統に供給せず、自家消費する場合にも補償が認められているが、従来この補償の対象は、2011年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力であった。この期限が延長され、2013年12月31日以前に運転を開始する施設からの電力も対象とされた。(第33条)

(3) 再生可能エネルギーの市場・系統・システムへの統合

・太陽光発電施設の供給管理

系統に供給される電力を管理するために、従来から、設備容量が100キロワットを超える施設に対しては、系統に過剰な負荷がかかった場合に、遠隔操作により供給量をいつでも制限することが可能となる技術的な設備を備えることが義務付けられている。今回の改正により、設備容量が100キロワット以下の太陽光発電施設にも当該義務が課された。設備容量が30キロワット以下の太陽光発電施設においては、このような技術的な設備に

³⁴⁾ 2009年に制定されたシステムサービス令は、風力による電力供給が増えた場合にも、系統の安全性と安定性が保障されるように、風力発電施設が満たさなければならない技術的な要件を定めるものである。当該要件を満たす施設は、システムサービス・ボーナスを受けすることができる。Verordnung zu Systemdienstleistungen durch Windenergieanlagen (Systemdienstleistungsverordnung – SDLWindV) vom 3. Juli 2009 (BGBl. I S.1734)

³⁵⁾ 当初補償金額は13セント/kWhと定められていたが、2015年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力の場合には、2セント/kWh引き上げられる旨定められていた(2009年法第31条第2項)。

代えて、施設と系統との連系点における最大有効電力供給量を設備容量の70%に制限する措置でもよいとされた。(第6条)

・市場プレミアム

施設管理運営者は、再生可能エネルギーによる電力に対する補償を受けずに、電力を市場で直接販売することができる。この直接販売については従来第17条で規定されていたが、今回の改正により、「第3a章 直接販売」として独立した章になった。この章は、「第1節 総則」と「第2節 直接販売に対するプレミアム」の2つの節から成る。

直接販売の形態として、①市場プレミアムの請求を目的としたもの、②電力供給事業者の賦課金の軽減を目的としたもの(次項(4)の「電力供給事業者」を参照)、③その他のものという3種類が定められた(第33b条)。施設管理運営者は、月単位で補償又は直接販売の形態を変更することができ、上記の直接販売の①～③の相互の形態変更も可能である(第33d条)。さらに、施設管理運営者は、補償と直接販売、又は、直接販売の①～③を一定の割合で案分することもできる(第33f条)。直接販売をした期間は、20年の補償期間に算入される(第33e条)。

市場プレミアムとは、施設管理運営者が再生可能エネルギーによる電力を市場で直接販売した場合に、系統運用者に対して請求することができる金銭である(第33g条)。市場プレミアムは、市場で直接販売した再生可能エネルギーによる電力に対して補償を請求していたならば受け取っていた補償金額からエネルギー源ごとの基準市場価格³⁶⁾を減じた額

であり、各月ごとに算定される(第33g条、第33h条及び附則第4)。設備容量が750キロワットを超えるバイオガス発電施設で、2014年1月1日以降運転を開始するものからの電力に対しては、補償請求権が認められず、直接販売のみが可能となる(第27条)。

バイオガスによる発電施設が、需要に応じた発電のために設備容量を追加増設して、電力を市場で直接販売した場合には、系統運用者に対して、市場プレミアムに上乗せしたフレキシビリティ・プレミアムを請求することができる(第33i条)。これは、需要に応じた電力供給を促進するための措置である。

バイオガスによる発電施設において使用する燃料材は貯蔵可能であり、バイオガス発電は、需要に応じた電力供給に適している。例えば、発電を12時間後に先延ばしすることができれば、電力需要の少ない夜間の発電量を少なくし、風の弱い日には発電量を多くすることが可能となる。フレキシビリティ・プレミアムは、このための投資を保証するものである。

(4) 賦課金の軽減

・電力集約的な製造業者

従来、電力集約的な製造業者の賦課金の支払義務は軽減されてきたが、この軽減措置を受けることができる対象の範囲が拡大された³⁷⁾。従来、軽減措置の対象は、直前の事業年度の電力消費量が10ギガワット時超、かつ、企業の粗付加価値に対する電力費用の割合が15%超である企業であったが、この基準が、直前の事業年度の電力消費量が1ギガワット時以上、企業の粗付加価値に対する電力費用

³⁶⁾ 基準市場価格は、エネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値からマネジメント・プレミアムを減じた額である。マネジメント・プレミアムとは、送電系統運用者が当該電力を市場で販売していたならば要した費用(供給量の把握、予測及びITインフラに必要な費用、人件費等)である。

³⁷⁾ 2011年に賦課金の軽減を受けたのは、592事業者(543の製造業者と49の鉄道会社)の800の受電設備であった。連邦環境省は、今回の改正により、賦課金の軽減に対する申請の件数は、3倍に増えると予想している。Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 17/135, S.16053.

の割合が14%以上に引き下げられた（第41条）。

・電力供給事業者

従来、電力供給事業者が供給する電力中、50%以上が再生可能エネルギーによる電力である場合、電力供給事業者の賦課金は軽減される。改正により、これに加えて、20%以上が風力又は太陽光による電力である場合、という要件が定められた（第39条）。

・自家発電等

従来、最終消費者が自家発電した電力を消費する場合には、賦課金が免除されている。この要件が厳格化され、自家発電した電力を発電施設に近接した場所において自家消費する場合に限り、賦課金が免除されると定められた。また、電力を貯蔵するために電力を系統から取り出した後、再び同じ系統に供給する場合にも賦課金が免除されることになった。（第37条）

(5) その他

・調整機構

調整機構令⁽³⁸⁾は、再生可能エネルギー法に基づいて補償され又は直接販売される電力の販売及び賦課金の転嫁について定める法規命令である。2009年7月17日の調整機構令は2010年1月1日から施行されており、以来、調整機構は大きく変更され、これに合わせた再生可能エネルギー法の改正が行われた⁽³⁹⁾。従来、送電系統運用者は、系統運用者から買

い取った再生可能エネルギーによる電力を、電力供給量の割合に応じて電力供給事業者に再販売し、電力供給事業者から補償を受けることとされていた。新しい調整機構令により、送電系統運用者は、再生可能エネルギーによる電力を市場で販売することができるようになり、電力供給事業者に対しては賦課金を要求するのみとなった。これにより、手続が簡素化された。

・法規命令

従来、再生可能エネルギー法に基づく法規命令には、調整機構令、バイオマス令⁽⁴⁰⁾、システムサービス令、バイオマス持続性令⁽⁴¹⁾があるが、連邦政府は、電力源証明書⁽⁴²⁾及び施設登録簿等についても法規命令を定めることができることとされた。

おわりに

ドイツでは、再生可能エネルギー法により再生可能エネルギーによる発電が順調に増えており、今後も一層促進されると思われる。そして、再生可能エネルギー法の制度は定期的なきめ細かく見直され、法律は度々改正されている。今回の改正では、2009年法の実績報告における勧告を受け、再生可能エネルギーによる電力を需要に応じて供給するための規定、再生可能エネルギーによる電力を市場で直接販売することを促進するための規定が主に定められた。

(38) Verordnung zur Weiterentwicklung des bundesweiten Ausgleichsmechanismus (Ausgleichsmechanismusverordnung – AusglMechV) vom 17. Juli 2009 (BGBl. I S.2101)

(39) 2009年7月17日の調整機構令が制定されるまでは、調整機構については再生可能エネルギー法で定められるのみであった。

(40) Verordnung über die Erzeugung von Strom aus Biomasse (Biomasseverordnung – BiomasseV) vom 21. Juni 2001 (BGBl. I S.1234).

(41) Verordnung über Anforderungen an eine nachhaltige Herstellung von flüssiger Biomasse zur Stromerzeugung (Biomassestrom-Nachhaltigkeitsverordnung – BioSt-NachV) vom 23. Juli 2009 (BGBl. 2174).

(42) Verordnung über Herkunftsnachweise für Strom aus erneuerbaren Energien (Herkunftsnachweisverordnung – HkNV) vom 28. November 2011 (BGBl. I S.2447).

近年は、賦課金による消費者負担が増えすぎないようにすることが重視されており⁽⁴³⁾、とりわけ太陽光による発電量の伸びが連邦政府の想定以上に進んでいることから、太陽光発電施設からの電力に対する補償金額を一段と引き下げるための再生可能エネルギー法改正の法律案⁽⁴⁴⁾が、2012年3月29日に連邦議会を通過した。この法律案は、5月11日に連邦参議院の審査を経て、同年4月から遡及的に施行される見込みである。

再生可能エネルギー法について長年の経験を

有するドイツの制度は、今後も発展を続けると予想され、これからも注目される。

翻訳について

末尾に付した再生可能エネルギー法（2012年1月1日現在）の翻訳については、渡邊斉志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』225号, 2005.8, pp.61-86、山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法（2）—2009年再生可能エネルギー法」『外国の立法』241号, 2009.9, pp.101-132を参考とした。

(わたなべ ふくこ)

(43) 2010年に消費者が負担した賦課金は、2.05セント/kWhで、総額82億ユーロ、2011年の賦課金は、3.53セント/kWhで、総額135億ユーロであった。2012年の賦課金は、3.59セント/kWhである。補償金額が高めに設定されている太陽光発電施設については、2011年に7,500メガワットの設備容量の増加があった。これは、2006年に増加した設備容量の8倍である。平均的な世帯は、1年間に130ユーロの賦課金を負担している。„Gegen die Öko-Stromer“, *Frankfurter Rundschau*, 19. Januar 2012, S.16f.

(44) Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Rechtsrahmens für Strom aus solarer Strahlungsenergie und zu weiteren Änderungen im Recht der erneuerbaren Energien, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/8877. 太陽光発電施設からの電力に対する補償の額を毎月逡減すること、またその電力に対する補償に上限を設けること等を内容とする法律案である。渡辺富久子「【ドイツ】太陽光発電の促進抑制のための再生可能エネルギー法改正」『外国の立法』251-2号, 2012.5, pp.12-13を参照。

再生可能エネルギー法（2012年1月1日現在）

Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz - EEG)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

第1章 総則
第2章 連系、買取り、送電及び配電
第1節 総則
第2節 容量の拡大及び供給管理
第3節 費用
第3章 供給に対する補償
第1節 補償総則
第2節 補償規定の特則
第3a章 直接販売
第1節 総則
第2節 直接販売に対するプレミアム
第4章 調整機構
第1節 連邦における調整
第2節 電力集約的事業者及び鉄道会社のための特別の調整規定
第5章 透明性
第1節 報告義務及び公表義務
第2節 賦課金及び電力表示
第3節 電力源証明書及び重複販売の禁止
第6章 権利保護及び官庁の手続
第7章 命令への委任、実績報告、経過規定
附則第1 ガス処理ボーナス（略）
附則第2 熱電併給（略）

附則第3 基準発電量（略）
附則第4 市場プレミアムの額（略）
附則第5 フレキシビリティ・プレミアムの額（略）

第1章 総則

第1条 この法律の目的

- (1) この法律は、特に気候及び環境の保護のため、エネルギー供給の持続的な発展を可能にし、長期的な外部効果を内部化しつつ⁽¹⁾エネルギー供給の国民経済上の費用を削減し、化石燃料資源を温存し、かつ再生可能エネルギーによる発電のための技術の一層の発展を促進することを目的とする。
- (2) 前項の目的を達成するため、この法律は、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を次の各号に掲げるとおりに引き上げ、当該電力量を電力供給システムに統合することを目標とする。
 1. 遅くとも2020年までに35%以上
 2. 遅くとも2030年までに50%以上
 3. 遅くとも2040年までに65%以上
 4. 遅くとも2050年までに80%以上
- (3) 前項第1号の目標は、2020年までに最終

* Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz – EEG) vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I S.2074), das zuletzt durch Artikel 2 Absatz 69 des Gesetzes vom 22. Dezember 2011 (BGBl. I S.3044) geändert worden ist. 正式名称は、再生可能エネルギーを優先するための法律という。2012年の改正は全面改正ではなく2009年法の改正であり、本稿で紹介する条文は、2009年法に2012年の改正を読み込んだ2012年1月1日現在の再生可能エネルギー法の条文である。以下、原注としていない注は、すべて訳者注である。原注は、末尾に掲載する。訳文中[]内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) 外部効果とは、ある経済主体の活動がほかの経済主体の状態に及ぼす影響のことであり、このような効果のうち好ましくない効果を外部不経済という。外部不経済の内部化とは、外部不経済の発生者が外部不経済による損害を生産費の一部として認識して、私的費用と社会的費用を一致させることをいう。吉村進『環境大事典』日刊工業新聞社、2003、pp.103-104を参照。

エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を 18% 以上に引き上げる目標⁽²⁾にも資する。

第 2 条 適用範囲

この法律は、次の各号に掲げる事項について定める。

1. ドイツの排他的経済水域を含む連邦領域（この法律の適用領域）における再生可能エネルギー及び坑内ガスによる発電施設を、電力を一般に供給する系統に優先的に連系すること。
2. 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力を系統運用者が優先的に買取り、送電し、配電し及び補償すること。熱電併給による電力との関係、並びに、この〔再生可能エネルギー又は坑内ガスによる〕電力を電力供給システムに統合するためのプレミアムを含む。
3. 補償又はプレミアムを支払って買い取った電力を連邦において調整すること。

第 3 条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 施設 再生可能エネルギー又は坑内ガスにより発電するためのあらゆる設備をいう。専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスに由来するエネルギーを中間的に蓄積し、電力エネルギーに変換する設備もまた、再生可能エネルギー又は坑内ガスにより発電するための設備とみなす。
2. 施設管理運営者 所有権の有無にかかわらず、再生可能エネルギー又は坑内ガスに

よる発電施設を利用する者をいう。

- 2a. 施設の定格出力 1 暦年の総発電量（キロワット時）を 1 暦年の総時間数から施設の最初の発電前及び最終的な運転終了後の時間数を減じた時間数で除した商をいう。
- 2b. バイオガス バイオマスを嫌気性発酵させることによって得られるガスをいう。
- 2c. バイオメタン バイオガスその他の気体バイオマスで、処理後に天然ガス系統へ供給されるものをいう。
- 2d. 電力供給事業者 最終消費者に対して電力を供給するすべての自然人又は法人をいう。
3. 再生可能エネルギー 波力、潮汐、海洋濃度差、海流等の水力エネルギー、風力エネルギー、太陽光エネルギー、地熱エネルギー、バイオガス、バイオメタン、廃棄物ガス、汚泥ガス等のバイオマスから生産されたエネルギー並びに家庭廃棄物及び産業廃棄物の生分解可能な部分から生産されたエネルギーをいう。
4. 発電機 力学的エネルギー、化学エネルギー、熱エネルギー又は電磁エネルギーを直接電気エネルギーに変換するあらゆる技術的装置をいう。
- 4a. 事業 その様態及び規模が商業的な事業経営で、一般の経済活動に参画し、利潤獲得を目的として継続的に経営されるものをいう。
- 4b. 家畜ふん尿 指令 2010/63/EU (OJ L276, 20.10. 2010, p.33) により改正された非食用の畜産副産物に関する衛生規則を定め、併せて規則 (EC) No.1774/2002 を廃止する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理

(2) EU の再生可能エネルギー促進指令において、ドイツに対して定められた目標である。(Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC). Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6071, S.60.

事会規則（EC）No.1069/2009（OJ L300, 14.11.2009, p.1）において家畜ふん尿と定めるすべての物質をいう。

- 4c. 電力源証明書 エネルギー事業法第42条第1項第1号⁽³⁾の規定による電力表示において供給電力における特定割合又は特定量が再生可能エネルギーからのものであることを最終消費者に対して専ら証明する電子的文書をいう。
5. 運転開始 施設の技術的な運転準備を整えた後に、施設の発電機を最初に運転することをいい、発電機が再生可能エネルギー、坑内ガス又はその他のエネルギー源によって運転されたかどうかを問わず、運転開始の時点は、最初の運転後の発電機の交換又は他の技術上若しくは構造上の部品の交換によって変更されない。
- 5a. 熱電併給施設 熱電併給法第3条第2項⁽⁴⁾の規定による熱電併給施設をいう。
6. 施設の設備容量 施設が、時間の制限なしに規定どおりの運転を行った際に、短時間の僅少な偏差は考慮せず、技術的に得ることができる有効電力をいう。
7. 系統 一般に供給する電力を買い取り、送電し、かつ、配電するための相互に結合した技術的な設備の総体をいう。
8. 系統運用者 電力を一般に供給するためのすべての電圧レベルの系統の管理運営者をいう。
9. 洋上施設 海岸線から沖に向かって3海里以上の距離を置いて洋上に設置された風力エネルギー施設をいう。海岸線は、連邦

海運水路庁発行の縮尺375000分の1地図第2920号「ドイツ北海岸及びこれに隣接する水域」1994年第12版及び同第2921号「ドイツバルト海岸及びこれに隣接する水域」1994年第12版^(原注*)に記載された海岸線とする。

- 9a. 貯蔵ガス 再生可能エネルギーによる電力を中間的に蓄積するために専ら再生可能エネルギーによる電力を使用して製造されるあらゆるガスで、再生可能エネルギーではないものをいう。
10. 熱電併給による電力 熱電併給法第3条第4項⁽⁵⁾の規定による電力をいう。
11. 送電系統運用者 下位の系統のために地域間の送電に用いられる高圧系統及び超高圧系統に通常責任を有する系統運用者をいう。
12. 環境鑑定士 2008年3月17日の法律（連邦法律公報第I部399頁）第11条によって最終改正された2002年9月4日の環境監査法（連邦法律公報第I部3490頁）の各々の時点で効力を有する法文において、環境鑑定士又は環境鑑定組織として活動することを認められた個人又は組織をいう。
13. 事業者 法的に独立した最小の[事業]単位をいう。
14. 製造業者 [賦課金の支払義務を]軽減される受電設備において2008年版の連邦統計庁の産業分類の大分類B及びC^(原注1)に準じて鉱業、採石業、砂利採取業又は加工業に分類されるあらゆる事業者をいう。

(3) エネルギー事業法第42条第1項第1号は、電力供給事業者に対して、最終消費者への料金請求時に、前年のエネルギー総供給量における各エネルギー源の割合を添付することを義務付けている。

(4) 熱電併給法第3条第2項は、「熱電併給施設」を、電力及び排熱を生産する蒸気タービン施設、ガスタービン施設、内燃機関施設、スターリングエンジン、蒸気機関施設、有機ランキンサイクルシステム及び燃料電池施設としている。

(5) 熱電併給法第3条第4項は、「熱電併給による電力」を、熱電併給施設の排熱と電熱比の計算上の積と定義している。

第4条 法律上の債務関係

- (1) 系統運用者は、この法律に規定する義務の履行を契約の締結に係らしめることができない。
- (2) 第8条第3項及び第3a項の場合を除き、この法律の規定と異なる内容の契約により、施設管理運営者又は系統運用者の負担を生じさせてはならない。ただし、第3条から第33i条まで、第45条、第46条、第56条及び第66条並びにこの法律に基づいて制定された法規命令について締結された次の各号に掲げる契約上の合意においては、この限りでない。
1. 民事訴訟法第794条第1項第1号⁽⁶⁾の規定による訴訟上の和解の対象となるもの
 2. 第57条第3項第1文第1号の規定により当事者が紛争処理機関において実施した手続の結果に基づくもの
 3. 第57条第3項第1文第2号の規定により紛争処理機関が当事者に対して行う意見表明に基づくもの
 4. 第61条の規定による連邦ネットワーク庁の決定に基づくもの

第2章 連系、買取り、送電及び配電

第1節 総則

第5条 連系

- (1) 系統運用者は、再生可能エネルギー及び坑内ガスによる発電施設を、遅滞なく、優先的に、電圧レベルに適合し、かつ、施設に対して最短距離となる地点（連系点）において、自らの系統に連系する義務を負う。ただし、他の系統に技術的及び経済的により適切な連系点がある場合を除く。既に系統に連系された敷地にある一又は複数の施設であって、総

設備容量が30キロワット以下のものについては、この敷地の当該系統との連系点を最適な連系点とみなす。

- (2) 施設管理運営者は、この系統の他の連系点又は電圧レベルに適合した他の系統の連系点を選択することができる。
- (3) 系統運用者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該施設に対して他の連系点を割り当てることができる。ただし、第8条第1項の規定による当該施設からの電力の買取りが保障されないおそれがある場合には、この限りでない。
- (4) [系統運用者は、]電力の買取りが第9条の規定による系統の最適化、強化又は増強によつてはじめて可能となる場合においても、[施設を]系統への連系する義務を負う。
- (5) 系統運用者は、電力を供給しようとする者から系統への連系の要望を聞いた後、当該要望を処理するための詳細な予定を遅滞なくその者に伝達する義務を負う。予定には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
1. 系統への連系の要望の処理手順
 2. 系統運用者が連系点を調査し、第9条の規定による計画を実施することを可能とするために、電力を供給しようとする者がその責任分野から系統運用者に提供しなければならない情報
- (6) 系統運用者は、電力を供給しようとする者から必要な情報の提供を受けた後、遅滞なく、遅くとも8週間以内に、次の各号に掲げる事項をその者に伝達する義務を負う。
1. 遅滞なく系統への連系を行う予定及び必要なすべての手順
 2. 電力を供給しようとする者が連系点を検証するために必要とするすべての情報及びその者の要請に基づき系統適合性を検証す

(6) 民事訴訟法第794条第1項第1号は、当事者間の争いを解決するために裁判所又は調停所において締結された和解契約により、強制執行が行われることを定めている。

るために必要な系統のデータ

3. 系統への連系に伴って施設管理運営者に生じる費用の内訳を含む詳細な見積り；この費用の見積りは、系統への技術的な連系によって生じる費用のみを対象とし、とりわけ、系統への連系に要する配線のための第三者の土地利用許可のための費用を含まない。

系統運用者が第1文第3号の規定による費用の見積りを伝達した場合においても、第7条第1項の規定による施設管理運営者の権利は、影響を受けない。

第6条 技術上の基準

- (1) 100キロワットを超える設備容量の施設を有する施設管理運営者及び熱電併給施設の管理運営者は、次の技術的な設備をすべて備えなければならない。
1. 系統運用者が、系統に過剰な負荷がかかった場合に、遠隔操作により供給量をいつでも制限することが可能となる設備
 2. 系統運用者が、現在の電力供給量のデータをいつでも呼び出すことが可能となる設備
- (2) 次の各号に掲げる太陽光発電施設の施設管理運営者は、当該各号に定める義務を負う。
1. 設備容量が30キロワット超100キロワット以下の施設 第1項第1号の設備を備える義務
 2. 設備容量が30キロワット以下の施設 次の義務のいずれか
 - a) 第1項第1号の設備を備える義務
 - b) 施設と系統との連系点における最大有効電力供給量を設備容量の70%に制限する義務

- (3) 二以上の太陽光発電施設は、次の要件をすべて満たす場合には、その所有関係にかかわらず、第1項及び第2項の規定による設備容量を調査する目的を有するときに限り、一の施設とみなす。

1. 二以上の施設が同じ敷地にある場合又は近接した場所にある場合
2. 当該二以上の施設が12暦月以内に運転を開始した場合

第1項及び第2項の規定による施設管理運営者の義務が、他の施設管理運営者が施設を設置したことによって新たに生じた場合には、施設管理運営者は、他の施設管理運営者に対して、この結果生じた費用の償還を請求することができる。

- (4) バイオガス発電施設の施設管理運営者は、バイオガスの生成に際して次の各号に掲げる事項を保障しなければならない。

1. バイオガス生成施設の所在地に新設する発酵残渣堆肥化施設を技術的に密閉し、この密閉してガス利用に連繋したシステムにおける水理学的滞留時間が150日以上となること。
2. バイオガスの漏洩を防止するために、追加的なガス消費施設を利用すること。

バイオガスの生成のために肥料法第2条第1文第4号⁽⁷⁾の規定による家畜ふん尿のみを用いる場合には、第1文第1号の要件は適用しない。

- (5) 風力発電施設の施設管理運営者は、施設と系統との連系点においてシステムサービス令⁽⁸⁾の要件が満たされることを保障しなければならない。

- (6) 原則として第16条の規定による補償請求権が認められる発電施設において、第1項、

(7) 肥料法第2条第1文第4号は、「家畜ふん尿」を、動物の排泄物からの有機肥料で、少量の敷きわら若しくは飼料残渣を混同し又は水分を添加したものを含み、その乾物含量が15%を上回らないものと定義している。

(8) 解説の注34を参照。

第2項、第4項又は第5項の規定に対する違反があった場合には、第17条第1項の法的効果を伴う。その他の施設においては、第8条の規定による優先的な買取り、送電及び配電に対する施設管理運営者の請求権は、第1項、第2項、第4項又は第5項の規定に対する違反行為が継続している期間は、認められず、熱電併給施設の施設管理運営者は、この場合にあつては、熱電併給法第4条第3項⁽⁹⁾に基づく特別加算金に対する請求権、特別加算金がない場合にあつては、熱電併給法第4条第4項⁽¹⁰⁾に基づく優先的な系統利用に対する請求権が認められない。

第7条 連系の実施及び利用

- (1) 施設管理運営者は、施設の連系並びに検針装置の設置及び運用並びに検針を、系統運用者又は専門知識を有する第三者に委託することができる。検針業及び検針については、エネルギー事業法第21b条から第21h条までの規定及び同法第21i条⁽¹¹⁾に基づく法規命令⁽¹²⁾の規定を適用する。
- (2) 連系の実施及びシステムの安全に必要なその他の設備は、個別に必要な系統運用者の技術的要件及び2007年12月18日の法律（連邦法律公報第I部2966頁）第2章によって最終

改正された2005年7月7日のエネルギー事業法（連邦法律公報第I部1970頁,3621頁）第49条⁽¹³⁾の規定に適合しなければならない。

- (3) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の供給にあたっては、施設管理運営者の利益のために、2006年11月1日の低電圧接続令（連邦法律公報第I部2477頁）第18条第2項⁽¹⁴⁾の規定を準用する。

第8条 買取り、送電及び配電

- (1) 系統運用者は、第11条の規定を留保して、提供された再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の全部を遅滞なく優先的に、買取り、送電し、かつ、配電する義務を負う。第1文の規定による義務及び熱電併給法第4条第1項第1文及び同条第4項第2文⁽¹⁵⁾の規定による義務は、同等とする。
- (2) [系統運用者は、]当該施設が施設管理運営者又は第3条第8号の規定による系統運用者に該当しない第三者の系統に連系されている場合において、電力が商業上の決済によって転売されることにより、当該系統を通じて第3条第7号の規定による系統に対して提供されるときにも、なお第1項の規定による義務を負うものとする。
- (3) 第12条の場合を除き、[系統運用者は、]

(9) 熱電併給法第4条第3項は、系統運用者が買い取った熱電併給施設からの電力に対して、系統運用者が価格及び特別加算金を支払うことを定めている。特別加算金の受給要件は、第5条及び第5a条に定められており、その額は第7条に定められている。熱電併給による電力に対する特別加算金も、最終的には消費者が負担する。

(10) 熱電併給法第4条第4項は、熱電併給施設の施設管理運営者は、系統に過剰な負荷がかかっている場合に、熱電併給施設の優先的な連系に対する請求権を有することを定めている。

(11) エネルギー事業法第21b条（検針業）、第21c条（検針装置の設置）、第21d条（検針システム）、第21e条（電力を測定するための検針システムに対する一般的要件）、第21f条（ガス検針装置）、第21g条（個人情報収集、加工及び利用）、第21h条（情報提供義務）、第21i条（法規命令）

(12) Verordnung über Rahmenbedingungen für den Messstellenbetrieb und die Messung im Bereich der leitungsgebundenen Elektrizitäts- und Gasversorgung vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S.2006).

(13) エネルギー事業法第49条は、エネルギー施設が満たすべき安全性の要件について定めている。

(14) 低電圧接続令第18条第2項は、故意又は過失によらない系統の物損時における系統運用者の系統接続利用者に対する責任について定めている。

(15) 熱電併給法第4条第1項第1文は、系統運用者が熱電併給施設をその系統に連系し、熱電併給施設からの電力を優先的に買い取る義務を定めている。同法第4条第4項第2文については、注(10)を参照。

施設管理運営者及び系統運用者が施設をより適切に系統に統合するため、例外的に優先的な買取りを行わないことを契約上合意した場合には、第1項の規定による義務を負わないものとする。

(3a) [系統運用者は、]施設管理運営者及び系統運用者が優先的な買取りを例外的に行わないことを契約上合意し、これが調整機構令によって許可される場合には、第1項の義務を負わないものとする。

(4) 送電系統運用者ではない系統運用者が受け入れた電力については、次の各号のいずれかの者が優先的な買取り、送電及び配電の義務を負う。

1. 上位の送電系統運用者
2. 売渡しの権利を有する系統運用者の系統領域内に国内の送電系統が存在しない場合には、最も近い国内の送電系統運用者
3. 特に第2項の規定による転売の場合には、他のあらゆる系統運用者

第2節 容量の拡大及び供給管理

第9条 系統容量の拡大

(1) 系統運用者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の買取り、送電及び配電を保障するため、電力を供給しようとする者の要求により、遅滞なく自己の系統を現状の技術に応じて最適化させ、強化し及び増強する義務を負う。この請求権は、電力の買取り、送電及び配電を保障するために必要である場合には、施設が直接連系していない110キロボルト以下の電圧の上位の系統の系統運用者に対しても認められる。

(2) この義務は、系統の運用に必要な技術的設備の全体及び系統運用者が所有し又はその所有に帰する途上にある連系施設に及ぶものとする。

(3) 系統運用者は、自己の系統の最適化、強化及び増強が経済的に期待可能でないときは、これを行う義務を負わない。

(4) 熱電併給法第4条第6項⁽¹⁶⁾及びエネルギー事業法第12条第3項⁽¹⁷⁾の規定による義務は、影響を受けない。

第10条 損失の補償

(1) 系統運用者が第9条第1項の義務に違反した場合には、電力を供給しようとする者は、これによって生じた損害の補償を求めることができる。系統運用者が当該義務違反の責を負わない場合には、補償義務は発生しない。

(2) 系統運用者が第9条第1項の義務を履行していないと推定する根拠となる事実がある場合には、施設管理運営者は、系統運用者が系統を最適化し、強化し及び増強する義務を果たしたかどうか並びに当該義務をどの程度果たしたかについて、情報の提供を系統運用者に対して求めることができる。[系統運用者は、]当該情報が前項の規定による請求権の存否の確定に必要でない場合には、その提供を拒絶することができる。

第11条 供給管理

(1) 系統運用者は、次の各号のすべてに該当する場合には、第9条の規定による義務にかかわらず、自己の系統に直接又は間接に連系された施設及び熱電併給施設で第6条第1項第1号、第2項第1号又は第2号aの規定によ

(16) 熱電併給法第4条第6項は、系統が熱電併給施設からの電力を受け入れることが技術的にできない場合には、その次に近い、より高圧の系統がその電力を買い取る義務があることを定めている。

(17) エネルギー事業法第12条第3項は、送電系統運用者が、系統の能力を長期的に保障し、送電に対する需要を満たし、送電容量及び系統の信頼性を確保して、安定的な電力供給に寄与しなければならないと定めている。

る系統に過剰な負荷がかかった場合の遠隔操作による供給量制限のための設備を備えたものに対する規制を、特例として行うことができる。

1. 規制を行わなければ上位の系統を含む系統の領域に過剰な負荷がかかると想定される場合
2. 再生可能エネルギー、坑内ガス及び熱電併給による電力の優先が保障されている場合。ただし、電力供給システムの安全性及び信頼性を保障するために、他の発電施設が系統に連系されている必要がある場合には、この限りでない。
3. 系統運用者がその系統地域における現在の電力供給量に関して入手可能なデータを呼び出した場合

第1文に基づいて施設を規制する場合には、第6条第2項の規定による施設を他の施設の〔規制〕後に規制しなければならない。さらに、系統運用者は、再生可能エネルギー及び熱電併給からできる限り多くの電力量を買い取ることを保障しなければならない。

- (2) 系統運用者は、〔前項の〕措置の実施が予想される場合には、第6条第1項の規定による施設の管理運営者に対して、遅くとも前日までに、これが不可能であれば遅滞なく、規制を実施する予定の日時、範囲及び期間について通知する義務を負う。
- (3) 系統運用者は、第1項の措置を受けた者に対して、遅滞なく、規制を実際に行った日時、範囲、期間及び理由を報告しなければならない。要求があった場合には、4週間以内に措置の必要性を証明しなければならない。証明は、

専門知識を有する第三者が、それ以上の情報を得ることなく当該措置の必要性を完全に検証することができるものでなければならない。この目的のために、第1文後段の要求があった場合には、特に第1項第1文第3号の規定により収集したデータを提示しなければならない。系統運用者は、第1文の規定にかかわらず、第6条第3項と関連した同条第2項の規定による施設の施設管理運営者に対しては、この条第1項の規定により行った措置の期間の合計が1施設につき1暦年に15時間を超えない場合には、1年に1回、措置についてまとめて報告することができるものとし、この報告は、翌年の1月31日までに行わなければならない。エネルギー事業法第13条第5項第3文⁽¹⁸⁾は、その適用を妨げない。

第12条 苛酷事例に関する規定

- (1) 再生可能エネルギー、坑内ガス又は熱電併給による発電施設からの電力供給量が第11条第1項の規定による系統への過剰な負荷を理由として制限される場合には、当該措置を受けた〔施設〕管理運営者に対しては、エネルギー事業法第13条第4項⁽¹⁹⁾にかかわらず、逸失収入に追加的な費用を加え、支出を免れた費用を減じて得た額の95%を補償しなければならない。第1文の規定による逸失収入が1年間の収入の1%を上回る場合には、規制を受けた〔施設〕管理運営者に対しては、当該時点から100%を補償しなければならない。第11条の規定による規制の原因となった系統を所有する系統運用者は、補償の費用を負担しなければならない。当該系統運用者

(18) 電力供給システムに障害があり、この障害を適時に除去することができない場合には、送電系統運用者は電力供給量を送電システムの安全な運用に適合させる義務を負う。エネルギー事業法第13条第5項第3文は、このような措置について送電系統運用者が監督官庁に報告する際の報告内容、期限、書式等について監督官庁が定めることができることが規定されている。

(19) エネルギー事業法第13条第4項は、注(18)の適合措置に際して、要件を満たす限りにおいて、送電系統運用者の財産上の損害に対する責任は排除されることを定めている。

- は、規制を受けた管理運営者に対して、施設が連系している系統を所有する系統運用者とともに、共同して債務履行の責任を負う。
- (2) 系統運用者は、当該措置が必要であった場合において、第1項の規定による費用の発生に責を負わないときに限り、当該費用を、系統利用料を算定する際に費用に計上することができる。系統運用者は、系統の最適化、強化及び増強のためにあらゆる可能性を尽くさなかった場合には、特に、当該費用の発生について責任を負うものとする。
- (3) 施設管理運営者の系統運用者に対する損害補償請求権は、影響を受けない。

第3節 費用

第13条 系統への連系

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる発電施設を第5条第1項又は第2項の規定による連系点において連系するために必要な費用並びに供給し及び購入される電力の測定に必要な検針装置に必要な費用は、施設管理運営者が負担するものとする。
- (2) 第5条第3項の規定により系統運用者が施設に対して別の連系点を割り当てた場合には、系統運用者は、これによって生じる超過費用を負担しなければならない。

第14条 容量の拡大

系統の最適化、強化及び増強のための費用は、系統運用者が負担するものとする。

第15条 契約上の合意

- (1) 系統運用者は、第8条第3項の規定による合意の結果発生した費用を、当該費用が第1条の規定に照らして経済的に妥当である場合には、証明された範囲において、系統利用料を算定する際に費用に計上することができる。

る。

- (2) 当該費用は、エネルギー事業法の規定で定める基準により、監督官庁による効率性の審査に服するものとする。

第3章 供給に対する補償

第1節 補償総則

第16条 補償請求権

- (1) 系統運用者は、第18条から第33条までの規定に従って、施設管理運営者に対し、専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスを使用する施設において発電された電力に関する補償を行わなければならない。これは、第8条の規定により実際に買い取られた電力又は第33条第2項の規定により実際に消費された電力に限り適用する。支払は、予想される補償金額について、適切な額を月賦で行うものとする。
- (2) [系統運用者は、]電力が系統に供給される前に中間的に蓄積された場合にも、なお第1項の規定による義務を負う。この場合には、蓄電設備から系統に供給された電力量について補償義務が生じる。補償金額は、電力を中間的に蓄積せずに系統に供給したとすれば系統運用者が第1項の規定により施設管理運営者に支払うべきであった補償金額に準じる。[系統運用者は、]再生可能エネルギー及び貯蔵ガスを混合して使用する場合にも、第1文の規定による義務を負うものとする。太陽光エネルギーによる電力について第33条第2項の規定に基づいて補償が請求された場合には、第1文の規定は、当該太陽光エネルギーによる電力には適用しない。
- (3) 施設からの電力について第1項の規定により補償請求権を行使する施設管理運営者は、その時点以降、当該施設において発電

され、次に掲げる要件をすべて満たす電力すべてを系統運用者に提供する義務を負い、当該施設において発電した電力を調整電力(Regelenergie)として販売してはならない。

1. 当該電力について、原則として第1項の規定による補償請求権が認められること。
2. 施設管理運営者本人又は第三者が施設に近接した場所において消費する電力でないこと。
3. 系統を通じて供給される電力であること。

第17条 補償請求権の減少

- (1) 施設管理運営者が第6条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定に違反している限り、第16条の規定による補償請求権は認められない。
- (2) 第16条の規定による補償金額は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律附則第4第1.1号で定めるエネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値(「MW」)に減ぜられる。
 1. 太陽光発電施設の施設管理運営者が施設の所在地及び設備容量を、次に掲げる者の区分に応じ、当該者に対して、次に定める方法により伝達していなかった場合
 - a) 連邦ネットワーク庁 連邦ネットワーク庁が定める所定の様式により
 - b) aにかかわらず、第64e条第2号に基づく法規命令により施設登録簿を運用する義務を負う第三者又は当該法規命令において伝達の名宛人に指定されている第三者 当該法規命令の要件に従って
 2. 一般的な施設登録簿が設置された場合に、施設管理運営者が第64e条に基づく法

規命令の要件に従って施設の施設登録簿への登録を申請していない場合

3. 施設管理運営者が第16条第3項の規定に違反している場合において少なくとも違反が行われた暦月の全期間、かつ、施設管理運営者が系統運用者に電力を提供した限りにおいて
 4. 再生可能エネルギー熱法第3条第4項第1号²⁰⁾に基づく州法の規定により、公共の建物が模範的機能を果たすために施設を設置及び運営している場合において、当該施設が熱電併給施設でないとき
- (3) 第16条の規定による補償金額は、電力を直接販売していた施設管理運営者が第33d条第1項第3号及び第4項と関連した第33d条第2項の基準に従って第16条の規定による補償の形態に変更することを系統運用者に伝達していなかった場合には、この法律附則第4第1.1号で定めるエネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値(「MW」)に減ぜられる。第1文の規定は、直接販売の終了後3暦月が経過するまで適用する。

第18条 補償金額の算定

- (1) 施設の定格出力及び設備容量に応じて補償される電力の補償金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により決定する。
 1. 第23条から第28条までの場合 施設の定格出力に対する定格出力を区分する各値に対する割合に応じて決定する方法
 2. 第33条の場合 施設の設備容量に対する設備容量を区分する各値に対する割合に応じて決定する方法
- (2) 補償金額には、売上税を含まない。

²⁰⁾ 再生可能エネルギー熱法第3条第4項第1号は、州は、連邦の建物を除く公共の建物について、公共の建物が熱消費量に占める再生可能エネルギーの割合を増やすための模範的機能を果たすために、独自の規定を制定することができる旨を定めている。

第19条 二以上の施設からの電力に対する補償

(1) 二以上の施設は、次の要件をすべて満たす場合には、その所有関係にかかわらず、直近に運転を開始した発電機に対する補償金額を算定する場合に限り、1つの施設とみなす。

1. 二以上の施設が同じ敷地にあること又は互に近接した場所にあること。
2. 二以上の施設が同種の再生可能エネルギーにより発電していること。
3. 二以上の施設において発電された電力が、この法律の定めるところにより、当該施設の定格出力又は設備容量に応じた補償を受けていること。
4. 二以上の施設が12暦月以内に運転を開始したこと。

第1文の規定にかかわらず、二以上の施設がバイオメタン以外のバイオガスにより発電し、当該バイオガスが同一のバイオガス生成施設に由来する場合には、当該二以上の施設は、その所有関係にかかわらず、直近に運転を開始した発電機に対する補償金額を算定する場合に限り、1つの施設とみなす。

- (2) 施設管理運営者は、同種の再生可能エネルギー又は坑内ガスを使用する二以上の発電機により発電した電力を、共同の検針装置によって測定することができる。この場合には、補償金額の算定に当たっては、前項の規定を留保して、個別の施設の定格出力を基準とする。
- (3) 異なる補償金額が算定される二以上の風力発電施設からの電力が、共同の検針装置によって算定される場合には、当該二以上の風力発電施設の電力量は、各施設の基準電力量⁽²⁾に応じて配分するものとする。

第20条 補償及びボーナスの逡減

- (1) 補償及びボーナスに関する第23条から第

31条までの規定は、第66条の規定にかかわらず、2012年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力に適用する。2013年1月1日以降に運転を開始した施設からの電力に対しては、当該補償及びボーナスに関する規定は、この条第2項及び第3項の規定により逡減するという条件で適用する。運転開始の時点で算定される補償及びボーナスの額は、第21条第2項の規定による補償期間全体について適用される。

- (2) 補償及びボーナスの額は、毎年1月1日に、次の各号に掲げる再生可能エネルギーの区分に応じ、次に定める年以降、当該各号に定める率を減じて得た額とする。

1. 水力（第23条） 2013年 1%
2. 廃棄物ガス（第24条及び第27c条第2項） 2013年 1.5%
3. 汚泥ガス（第25条及び第27c条第2項） 2013年 1.5%
4. 坑内ガス（第26条） 2013年 1.5%
5. バイオマス（第27条第1項、第27a条、第27b条、第27c条第2項） 2013年 2.0%
6. 地熱（第28条） 2018年 5.0%
7. 風力エネルギー
 - a) 洋上施設（第31条） 2018年 7.0%
 - b) その他の施設（第29条） 2013年 1.5%

- (3) 毎年の補償及びボーナスの額は、第1項及び第2項の規定により算出した額とし、これに小数点以下第2位未満の端数があったときは、これを四捨五入する。翌暦年の補償及びボーナスの額を算定する際には、[算定を行う年の]前年の額を四捨五入しないで用いる。

第20a条 太陽光エネルギーによる電力に対する補償金額の逡減

(2) 風力発電施設の基準電力量（Referenzertrag）は、附則第3で定められている。

- (1) 第 32 条及び第 33 条の規定による補償金額は、2012 年 1 月 1 日以降運転を開始する施設からの電力については、次項から第 7 項までの基準に従って逡減する。
- (2) 第 32 条及び第 33 条の規定による補償金額は、この条第 3 項及び第 4 項の規定を留保して、2012 年以降毎年 1 月 1 日に、その前年の 1 月 1 日の補償金額に比して 9.0% ずつ逡減する。
- (3) 第 2 項で定める比率は、2012 年以降、前年の 9 月 30 日に、これに先行する 12 か月以内に第 17 条第 2 項第 1 号の規定により登録された施設の設備容量が、次の各号に掲げる設備容量を上回る場合には、次に定める比率を加えて得た比率とする。
1. 3,500 メガワット 3.0%
 2. 4,500 メガワット 6.0%
 3. 5,500 メガワット 9.0%
 4. 6,500 メガワット 12.0%
 5. 7,500 メガワット 15.0%
- (4) 第 2 項で定める比率は、2012 年以降、前年の 9 月 30 日に、これに先行する 12 か月以内に第 17 条第 2 項第 1 号の規定により登録された施設の設備容量が、次の各号に掲げる設備容量を下回る場合には、次に定める比率を減じて得た比率とする。
1. 2,500 メガワット 2.5%
 2. 2,000 メガワット 5.0%
 3. 1,500 メガワット 7.5%
- (5) 第 32 条及び第 33 条の規定による補償金額は、2012 年以降、各年の 7 月 1 日から 12 月 31 日までに運転を開始した施設からの電力については、前年の 10 月 1 日から当該年の 4 月 30 日までに第 17 条第 2 項第 1 号の規定により登録された施設の設備容量を 7 で除して 12 を乗じて得た数が次の各号に掲げる設備容量を上回る場合には、当該年の 1 月 1 日の補償金額に比して次に定める比率の分逡減

する。

1. 3,500 メガワット 3.0%
 2. 4,500 メガワット 6.0%
 3. 5,500 メガワット 9.0%
 4. 6,500 メガワット 12.0%
 5. 7,500 メガワット 15.0%
- (6) 連邦ネットワーク庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省の同意を得て、次の各号に掲げる事項を連邦官報に公示するものとする。
1. 毎年 10 月 31 日に、第 2 項と関連した第 3 項及び第 4 項の規定による翌年の逡減率及び当該逡減率から算出される翌年 1 月 1 日以降の補償金額
 2. 毎年 5 月 30 日に、第 5 項の規定による逡減率及び当該逡減率から算出される 7 月 1 日以降の補償金額
- (7) 第 20 条第 1 項第 3 文及び同条第 3 項の規定は、この条第 1 項から第 5 項までの場合について準用する。

第 21 条 補償の始期及び期間

- (1) 補償は、発電機が最初に専ら再生可能エネルギー若しくは坑内ガスにより発電し、かつ、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりこれを系統に供給した時点、又は当該電力が第 33 条第 2 項の規定により初めて消費された時点以降、支払われなければならない。
- (2) 補償は、運転開始年とその後 20 暦年間につき支払われるものとする。第 1 文の規定による補償期間の始期は、以下 [この法律] に別段の定めがある場合を除き、運転開始の時点とする。

第 22 条 相殺

- (1) 第 16 条の規定による施設管理運営者の補償請求権と系統運用者の請求権との相殺は、系統運用者の債権について争いがなく又は確

定判決によって当該請求権が確定している場合に限り、これを行うことができる。

- (2) 低電圧接続令第23条第3項²²⁾の相殺の禁止は、この法律の規定による請求権との間の相殺については適用しない。

第2節 補償規定の特則

第23条 水力

- (1) 水力からの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 定格出力500キロワット以下の部分
12.7セント
2. 定格出力[500キロワットを超え]2メガワット以下の部分
8.3セント
3. 定格出力[2メガワットを超え]5メガワット以下の部分
6.3セント
4. 定格出力[5メガワットを超え]10メガワット以下の部分
5.5セント
5. 定格出力[10メガワットを超え]20メガワット以下の部分
5.3セント
6. 定格出力[20メガワットを超え]50メガワット以下の部分
4.2セント
7. 定格出力50メガワットを超える部分
3.4セント

- (2) 第1項の規定による補償請求権は、2008年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力についても、2012年1月1日以降に次の各号のいずれかの措置が行われた場合には認められる。

1. 当該施設の設備容量又は性能が引き上げられた場合
2. 当該施設が第6条第1項第1号の規定により供給量を遠隔操作により制限するため

の技術的な設備を事後的に設置した場合

第1文の規定による補償請求権は、第1文の措置の完了後、当該措置の完了の年の末日までの期間及びその後20年間につき認められる。

- (3) 第2項の規定による施設で5メガワットを超える設備容量を有するものから発電された水力からの電力については、第2項第1文第1号の規定による性能の向上によると認められる電力に限り、第1項の規定による補償請求権が認められる。当該施設の設備容量が2011年12月31日以前に5メガワット以下であった場合には、当該設備容量に相当する電力については、従来の規定による補償請求権が認められる。

- (4) 陸水の施設については、水力の利用が水管理法第33条から第35条まで並びに第6条第1項第1文第1号及び第2号²³⁾に定める要件を満たす場合に限り、第1項及び第2項の規定による補償請求権が認められる。第1文の要件が満たされることを証明するものは、第1項の規定による施設及び第2項の措置のために水力利用許可書が新規に発行されている場合に限り、第2項の規定による施設については、水力利用許可書とする。さらに、第1文の要件を満たすことは、次の各号に掲げる証書によって証明することができる。

1. 所管の水利官庁の証明書
2. 水力発電許可を伴う環境鑑定士の鑑定書で所管の水利官庁による認証を要するもの。官庁が鑑定書の提出後2か月以内に意見表明をしない場合には、認証が得られたものとみなす。官庁は、鑑定書の真実性に重大な疑いがなければ、認証を拒絶してはならない。

²²⁾ 低電圧接続令第23条第3項は、系統運用者の請求権は、接続利用者の争いがなく又は確定判決によって確定した反対請求によってのみ相殺可能であることを定めている。

²³⁾ 水管理法第33条（最低流量）、第34条（内水的水流）、第35条（水力利用）、第6条（水資源開発の一般原則）

(5) 第1項の規定による補償請求権は、施設が次の各号のいずれかの様態で設置された場合に限り、認められる。

1. その全部若しくは一部が既に存在し、又は水力発電以外の目的を優先して新設される閘門若しくは水門と近接して設置されていること。
2. 流水路を遮断する構造物を設けていないこと。

(6) 第1項の規定による補償請求権は、貯水池式発電所については、当該施設が既存の貯水池又は既存の貯水池式発電所に設置された場合に限り、認められる。

第24条 廃棄物ガス

廃棄物ガスからの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 定格出力500キロワット以下の部分
8.60セント
2. 定格出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分
5.89セント

第25条 汚泥ガス

汚泥ガスからの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 定格出力500キロワット以下の部分
6.79セント
2. 定格出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分
5.89セント

第26条 坑内ガス

(1) 坑内ガスからの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

1. 定格出力1メガワット以下の部分
6.84セント
2. 定格出力[1メガワットを超え]5メガワット以下の部分
4.93セント
3. 定格出力5メガワットを超える部分
3.98セント

(2) [系統運用者は、]当該坑内ガスが、運転中又は休止中の鉱山の採掘所に由来する場合に限り、補償の義務を負う。

第27条 バイオマス

(1) バイオマス令で定めるバイオマスからの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 定格出力150キロワット以下の部分
14.3セント
2. 定格出力[150キロワットを超え]500キロワット以下の部分
12.3セント
3. 定格出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分
11.0セント
4. 定格出力[5メガワットを超え]20メガワット以下の部分
6.0セント

植物油メチルエステルは、点火剤及び燃焼剤として必要な場合に限り、バイオマスとみなす。

(2) 第1項の規定による補償金額は、次の各号に掲げるとおり増額される。

1. 電力がバイオマス令附則第2に掲げる燃料材から発電される場合（燃料材補償区分I）、全エネルギー生産量に占める当該燃料材の割合に応じた1キロワット時当たりの補償金額は、次に掲げる定格出力の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - a) 定格出力500キロワット以下の部分
6.0セント
 - b) 定格出力[500キロワットを超え]750

- キロワット以下の部分 5.0 セント
- c) 定格出力 [750 キロワットを超え] 5 メガワット以下の部分 4.0 セント
- d) b 及び c にかかわらず、樹皮又は森林残材による電力の場合には、定格出力 [500 キロワットを超え] 5 メガワット以下の部分 2.5 セント
2. 電力がバイオマス令附則第3に掲げる燃料材から発電される場合（燃料材補償区分II）、全エネルギー生産量に占める当該燃料材の割合に応じた1キロワット時当たりの補償金額は、次に掲げる定格出力の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- a) 定格出力5メガワット以下の部分 8.0 セント
- b) a にかかわらず、バイオマス令附則第3第3号、第9号、第11号から第15号までに掲げる家畜ふん尿による電力の場合には、
- aa) 定格出力500キロワット以下の部分 8.0 セント
- bb) 定格出力 [500 キロワットを超え] 5メガワット以下の部分 6.0 セント
- (3) バイオガスを使用し、2014年1月1日以降に運転を開始する施設からの電力については、当該施設の設備容量が750キロワットを超えない場合に限り、第1項及び第2項を適用する。
- (4) 第1項及び第2項の規定による額の補償請求権は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、認められる。
1. 各暦年に当該施設において発電する電力中、次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める割合以上の電力をこの法律附則第2の基準に従って熱電併給で発電する場合；
- a) 最初に発電した年の翌暦年の末まで 25%
- b) a に掲げる時以降 60%
- この場合において、バイオガスから発電するときは、酵素を発酵させるために熱電併給で発電した電力の25%の熱をこの割合に算入する。
2. バイオガスを使用する施設で発電する場合において、バイオガスを生成するために各暦年において平均60%以上の割合で家畜ふん尿を使用する場合
- (5) さらに、第1項及び第2項の規定による額の補償請求権は、使用した燃料材の種類、量、単位及び出所を記載した燃料材日誌の写しにより、施設管理運営者が使用したバイオマス及び他の燃料材の不使用を証明し、かつ、次の各号に掲げる施設において発電される電力の場合に限り、認められる。
1. バイオガスを使用する施設。ただし、バイオガスの生成のために使用する芯、実及び葉茎を含むトウモロコシ（全体）及び穀粒の割合が各暦年において合計して60%以下である場合に限る。
2. 第27c条第1項の規定によりバイオメタンを使用する施設。ただし、第4項の規定にかかわらず、この法律附則第2の基準に従って熱電併給で発電する場合に限る。
3. 液体バイオマスを使用する施設。ただし、点火及び燃焼のために必要な液体バイオマスにより発電された電力に限る。液体バイオマスとは、燃焼炉へ投入した時点の状態が液体であるバイオマスをいう。
- (6) 第16条の規定による補償請求権を最初に行行使する時まで又はその後毎年2月28日までに、前暦年につき、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるものにより証明しなければならない。
1. 前暦年に第2項の規定による要件を満たしていたこと 再生可能エネルギー発電許可を伴う環境鑑定士の鑑定書
2. 第4項第1号の規定による要件を満たす

こと この法律附則第2第2号の基準

3. 第4項第2号の規定による要件を満たすこと 再生可能エネルギー発電許可を伴う環境鑑定士の鑑定書

4. 前暦年に第5項第1号の規定による要件を満たしていたこと及び前暦年の第5項第3号に規定する液体バイオマスによる電力割合 燃料材日誌の写し

5. 第5項第2号に定める要件を満たすこと この法律附則第2第2号の基準

- (7) 第4項及び第5項の規定による要件を満たすことを証明できない場合には、第1項及び第2項の規定による補償金額は、各暦年において、総じて、ライブツィヒ電力取引所の電力スポット市場における時間帯別契約の市場実勢価格の月平均値に減ずる。第1文の規定にかかわらず、第1項の規定による補償金額は、第16条の規定による補償請求権を最初に行使した年から5暦年経過した後は、翌暦年について第4項の規定による要件を証明できない場合であっても、他のすべての必要な要件を証明するときに限り、80%に減ずる。
- (8) 第5項及び第6項の規定により燃料材日誌の写しを用いて補償請求権の証明を行わなければならない場合には、燃料材日誌における証明に必要な個人的な記載は、施設管理運営者が黒く消さなければならない。

第27a条 有機廃棄物の発酵

- (1) バイオマス令で定めるバイオマスで有機廃棄物令附則第1第1号の廃棄物番号20 02 01、20 03 01及び20 03 02の有機廃棄物²⁴⁾を各暦年において平均90%以上の割合で含有するものを嫌気性発酵させることにより得られるバイオガスを使用する施設からの電力に対する1キロワット時当たりの補償金額は、

次の各号に掲げる定格出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 定格出力500キロワット以下の部分 16.0セント
 2. 定格出力[500キロワット超]20メガワット以下の部分 14.0セント
- (2) 2014年1月1日以降に運転を開始する施設からの電力については、施設の設定容量が750キロワットを超えない場合に限り、第1項の規定を適用する。
- (3) 第1項の規定による補償請求権は、有機廃棄物を嫌気性発酵させるための設備と固形発酵残渣を二次発酵させるための設備が直接連繫し、二次発酵させた発酵残渣を燃料として利用する場合に限り、認められる。
- (4) 第1項の規定による補償は、第27c条第2項[の規定によるガス処理ボーナス]の請求を妨げないが、第27条の規定による補償と併せて請求することができない。
- (5) 第27a条においては、次の各号に掲げる規定を準用する。
1. 第27条第5項の規定による燃料材日誌の写しにより使用したバイオマス及び他の燃料材の不使用を証明する義務に関する規定
 2. 第27条第5項第2号及び第3号並びに第27条第6項第4号及び第5号の証明に関する規定
 3. 第27a条の補償の要件を満たすことを証明できない場合の法的効果については、第27条第7項第1文
 4. 第27条第8項

第27b条 家畜ふん尿の発酵

- (1) バイオマス令で定めるバイオマスの嫌気性発酵により得られるバイオガスを使用する施

²⁴⁾ 有機廃棄物令附則第1第1号の廃棄物番号20 02 01 (生分解可能な廃棄物)、20 03 01 (混合一般廃棄物)、20 03 02 (市場廃棄物)

設からの電力に対する補償は、次の要件をすべて満たす場合には、1キロワット時当たり25.0セントとする。

1. バイオガス生成施設の所在地において発電が行われている場合
 2. バイオガス生成施設の所在地における設備容量が総計75キロワット以下である場合
 3. バイオガス生成のために、バイオマス令附則第3第9号及び第11号から第15号⁽²⁵⁾までの規定による家畜ふん尿を各暦年において平均80%以上の割合で使用している場合
- (2) 第1項の規定による補償は、第27条の規定による補償と併せて請求することができない。
- (3) 第27b条においては、次の各号に掲げる規定を準用する。
1. 第27条第5項の規定による燃料材日誌の写しにより使用したバイオマス及び他の燃料材の不使用を証明する義務に関する規定
 2. 第27条第5項第3号及び第27条第6項第4号の証明に関する規定
 3. 第27b条の要件を満たすことを証明できない場合の法的効果については、第27条第7項第1文
 4. 第27条第8項

第27c条 ガスエネルギー源の通則

- (1) 天然ガス系統から取り出したガスは、次の要件をすべて満たす場合には、廃棄物ガス、汚泥ガス、坑内ガス、バイオメタン又は貯蔵ガスとみなす。
1. 取り出したガスの量が、熱の仕事当量において、各暦年の年末に、この法律の適用

領域における他の地点で当該天然ガス系統に供給された廃棄物ガス、汚泥ガス、坑内ガス、バイオメタン又は貯蔵ガスの量に相当する場合

2. ガスの製造又は採掘、天然ガス系統への供給及び天然ガス系統における輸送から天然ガス系統からの取り出しに至るガスの輸送全体及び販売のために物質収支システムが使用された場合
- (2) 第24条、第25条、第27条第1項及び第27a条第1項の規定による補償金額は、天然ガス系統から取り出したガスで第1項の規定により廃棄物ガス、汚泥ガス又はバイオメタンとみなされ、天然ガス系統に供給する前に処理されたものを使用する施設からの電力については、附則第1の基準に従って増額される（ガス処理ボーナス）。
- (3) 天然ガス系統から取り出したガスで第1項の規定によりバイオメタンとみなされるものを使用し、2014年1月1日以降に運転を開始する施設からの電力については、当該施設の設定容量が750キロワットを超えない場合に限り、第2項を適用する。

第28条 地熱

- (1) 地熱による電力に対する補償金額は、1キロワット時当たり25.0セントとする。
- (2) 第1項の規定による補償は、岩石熱利用技術（petrothermale Techniken）の利用によって発電される電力については、1キロワット時当たり5.0セント増額される。

第29条 風力エネルギー

- (1) 風力発電施設からの電力に対する補償金額は、1キロワット時当たり4.87セントとする（基本補償金額）。

⁽²⁵⁾ バイオマス令附則第3第9号（馬糞）、第11号（牛糞）、第12号（牛液状きゅう肥）、第13号（羊糞、山羊糞）、第14号（豚糞）、第15号（豚液状きゅう肥）

- (2) 第1項の規定にかかわらず、補償金額は、施設の運転開始当初の5年間においては、1キロワット時当たり8.93セントとする（当初補償金額）。この期間は、施設の発電量が基準発電量の150%を0.75%下回るごとに、2月ずつ延長される。基準発電量は、この法律附則第3の定める基準施設の計算上の発電量である。2014年12月31日以前に運転を開始した風力発電施設からの電力に対する当初補償は、当該風力発電施設が運転開始以降において第6条第5項の要件を満たすことが証明される場合には、1キロワット時当たり0.48セント増額される（システムサービス・ボーナス）。
- (3) 設備容量が50キロワット以下の施設は、第2項において、その基準発電量の60%の発電量の施設とみなす。

第30条 風力エネルギーのリパワリング

- (1) 同一又は隣接する郡において、一又は二以上の既存の施設を最終的に代替する風力発電施設（リパワリング施設）で次の要件をすべて満たすものからの電力に対する当初補償金額は、1キロワット時当たり0.5セント増額される。
1. 代替される施設が2001年12月31日以前に運転を開始したこと。
 2. 代替される施設のために、当該施設にとって基準となる時点当時の再生可能エネルギー法の補償規定による補償請求権が基本的に認められること。
 3. リパワリング施設の設備容量が代替された施設の2倍以上であること。
 4. リパワリング施設の数が増え、代替された施設の数を上回らないこと。
- その他の事項については、第29条の規定

を準用する。

- (2) 施設は、リパワリング施設の運転開始の1年前から遅くとも運転開始の半年後までに完全に解体され、リパワリング施設の運転開始前に運転を停止したときに、代替されたものとする。代替された施設の補償請求権は、永久に消滅する。

第31条 洋上風力エネルギー

- (1) 洋上施設からの電力に対する補償金額は、1キロワット時当たり3.5セントとする（基本補償金額）。
- (2) 補償は、洋上施設の運転開始当初の12年間においては、1キロワット時当たり15.0セントとする（当初補償金額）。第1文の規定による当初補償の期間は、当該施設が第3条第9号第2文の規定による海岸線から12海里を超える距離1海里につき0.5月、かつ、水深20メートルを超える1メートルにつき1.7月間延長する。
- (3) 洋上施設が2017年12月31日までに運転を開始し、施設管理運営者が施設の運転開始前に系統運用者に要求した場合には、当初補償金額は、運転開始当初の8年間においてはこれを増額して、1キロワット時当たり19.0セントとする。この場合においては、第2項第1文の規定による補償請求権は消滅し、第2項第2文の規定による支払の請求権は、延長される当初補償金額を1キロワット時当たり15.0セントとして準用する。
- (4) エネルギー事業法第17条第2a項第1文⁽²⁶⁾の規定による送電線が適時に完成しなかったため又は障害のために、洋上施設からの電力の供給が7日間以上にわたって不可能となり、系統運用者がその責任を負わない場合には、第2項及び第3項の規定による補償の期

(26) エネルギー事業法第17条第2a項第1文は、洋上施設を連系する送電系統運用者は、洋上施設の変電所から最寄りの送電網の技術的及び経済的に適切な連系点までの送電線を整備しなければならないことを定めている。

間は、障害後8日目から数えた障害の期間分延長される。

- (5) 第1項から第3項までの規定は、2005年1月1日以降にドイツの排他的経済水域又は連邦自然保護法第32条第2項と関連する同法第57条⁽²⁷⁾の規定若しくは州法の規定により自然及び景観保護区域に指定された海域において設置することが認可された洋上施設からの電力については、適用しない。第1文の規定は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が欧州委員会に対して欧州共同体にとって重要な区域又は欧州野鳥保護区域の候補とした区域についても、当該区域が保護区域に指定されるまでの間適用する。

第32条 太陽光エネルギー

- (1) 太陽光発電施設からの電力に対する補償は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1キロワット時当たり21.11セントから第20a条の規定による補償の減額分を減じた額とする。
1. 太陽光発電以外の目的を優先した建造施設に接して又はその上に施設が設置された場合
 2. 建設法典第38条第1文⁽²⁸⁾の規定による手続が実施される敷地に施設が設置された場合
 3. 建設法典第30条⁽²⁹⁾の規定により決定された地区詳細計画の適用領域に施設が設置された場合において次のいずれかのとき。
 - a) 地区詳細計画が2003年8月31日以前に作成され、その後、太陽光発電施設の

設置を目的として変更されていないとき。

- b) 地区詳細計画が2009年12月31日以前に、施設が設置された敷地を建築利用令第8条及び第9条⁽³⁰⁾の規定による商業地域又は工業地域に指定していたとき。この指定が2010年1月1日以降に、太陽光発電施設の設置等を目的として変更された場合においても同様とする。
- c) 地区詳細計画が2003年9月2日以降に、太陽光発電施設の設置等を目的として作成された場合において、施設が、高速道路又は鉄道の沿線にあり、かつ、高速道路又は鉄道の外縁から110メートル以内に設置されたとき。

- (2) 建設法典第30条の規定により決定され、2003年9月2日以降に太陽光発電施設の設置等を目的として作成された地区詳細計画の適用領域に施設が設置された場合において、当該施設が次の各号のいずれかの敷地にあるときには、第1項の規定にかかわらず、補償金額は、1キロワット時当たり22.07セントから第20a条の規定による補償の減額分を減じた額とする。
1. 地区詳細計画の作成又は変更に関する決定の時点で既に舗装されていた敷地
 2. 産業用地、交用地、住宅用地又は軍用地から転用された土地にある場合で、かつ、地区詳細計画の作成又は変更に関する決定の時点で、次に掲げる用地として指定されていなかった場合
 - a) 連邦自然保護法第23条⁽³¹⁾の規定によ

(27) 連邦自然保護法第32条（保護区域）、第57条（排他的経済水域及び大陸棚において保護される海洋域）

(28) 建設法典第38条第1文の規定による手続は、計画確定手続、広域事業のための計画確定の法的効果を有する手続及び廃棄物処理施設の設置及び運営のための連邦環境汚染防止法に基づく手続である。

(29) 建設法典第30条（地区詳細計画の適用地域における事業認可）

(30) 建築利用令第8条（商業地域）、第9条（工業地域）

(31) 連邦自然保護法第23条（自然保護区域）

る自然保護区域

b) 連邦自然保護法第 24 条³²⁾の規定による国立公園

(3) 太陽光発電施設の技術的欠陥、損傷又は盗難を理由として、その所在地でこれを代替しようとする太陽光発電施設は、第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、その代替する施設の運転開始をもって運転を開始したものとみなす。第 1 文の規定により代替された施設の補償請求権は、永久に消滅する。

第 33 条 建物内、建物附属又は建物上の太陽光エネルギー

(1) 専ら建物又は遮音壁の中、これに接して又はその上に設置されている太陽光発電施設からの電力に対する 1 キロワット時当たりの補償金額は、次の各号に掲げる設備容量の区分に応じ、当該各号に定める額から第 20a 条の規定による補償の減額分を減じた額とする。

1. 設備容量 30 キロワット以下の部分 28.74 セント
2. 設備容量 [30 キロワットを超え]100 キロワット以下の部分 27.33 セント
3. 設備容量 [100 キロワットを超え]1 メガワット以下の部分 25.86 セント
4. 設備容量 1 メガワットを超える部分 21.56 セント

第 32 条第 3 項の規定を準用する。

(2) 第 1 項の規定による施設で設備容量が 500 キロワット以下のものからの電力に対する補償請求権は、当該施設管理運営者又は第三者が、施設に近接した場所において電力を自家消費し、これを証明し、かつ、電力が系統に供給されていない場合に限って認められる。この電力に対する第 1 項の規定による補償金額は、発電量のうち次に掲げる割合の区分に

応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。

1. 同年における発電量の 30% 以下の部分 16.38 セント
2. 同年における発電量の 30% を超える部分 12 セント

第 2 文の規定による補償が負となる場合には、第 1 文の規定による補償請求権は消滅する。第 1 文及び第 2 文の規定は、第 64f 条第 2a 号に基づいて制定された法規命令を留保して、2013 年 12 月 31 日以前に運転を開始した施設からの電力に限り、適用する。

(3) 建物とは、屋蓋を有する独立して使用可能な建造施設であって、人が立ち入ることができ、かつ、人、動物又は物の保護を優先的な用途とするものをいう。

第 3a 章 直接販売

第 1 節 総則

第 33a 条 原則、概念

- (1) 施設管理運営者は、第 33b 条から第 33f 条までの基準に従って、専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスを使用する施設からの電力を第三者に譲渡することができる（直接販売）。
- (2) 第 1 項の規定にかかわらず、施設管理運営者が、施設に近接した場所において電力を消費する第三者に対して、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力を譲渡し、当該電力が系統に供給されない場合には、当該第三者への電力の譲渡を直接販売とみなさない。

第 33b 条 直接販売の形態

第 33a 条の規定による直接販売は、次の各号に掲げる形態をとることができる。

³²⁾ 連邦自然保護法第 24 条（国立公園、国立自然モニュメント）

1. 第33g条の規定による市場プレミアムの請求を目的とした直接販売
2. 第39条の規定による電力供給事業者の賦課金の軽減を目的とした直接販売
3. その他の直接販売

第33c条 直接販売における義務

- (1) 施設管理運営者が、少なくとも他の一の施設と共同の検針装置によりその電力を測定している場合には、当該検針装置により測定された電力すべてを第三者に直接販売するときに限り、これを直接販売することができる。
- (2) さらに、第33b条第1号又は第2号の形態の場合には、施設管理運営者は、次の要件をすべて満たす場合に限り、電力を直接販売することができる。
 1. 直接販売する電力について、
 - a) 第33e条第1文の規定にかかわらず、原則として第16条の規定による補償請求権が認められ、補償金額が第17条の規定により減ぜられない場合
 - b) 電力系統利用料令第18条第1項第1文³³⁾の規定による回避された系統利用料が支払われない場合
 2. 直接販売する電力が、第6条第1項第1号及び第2号の規定による技術的な設備を備える施設において発電される場合
 3. 施設の現在の総電力供給量が15分間隔で測定され、需給調整される場合
 4. 直接販売する電力が、第33b条第1号又は第2号のいずれか同一の形態で直接販売される電力のみを対象とした電力収支グループ（Bilanzkreis）又は下位電力収支

グループ（Unterbilanzkreis）において需給調整される場合

- (3) 第2項第1号aにかかわらず、バイオマス施設の施設管理運営者は、第16条の規定による補償請求権が、第27条第3項及び第4項、第27a条第2項又は第27c条第3項の要件を満たしていないという理由のみで認められない場合にも、電力を直接販売することができる。
- (4) 第1項及び第2項の規定に対する違反があった場合には、第33g条第3項及び第39条第2項の法的効果を伴う。

第33d条 異なる形態間の変更

- (1) 施設管理運営者は、第16条の規定による補償及び直接販売の相互間、又は、直接販売の相互の異なる形態を各月の1日に変更することができる。これは、次の各号に掲げる変更に応用される。
 1. 第16条の規定による補償から第33a条の規定による直接販売への変更
 2. 第33b条の規定による直接販売の各形態間の変更
 3. 第33a条の規定による直接販売から第16条の規定による補償への変更
- (2) 第1項の規定により形態を変更する場合には、施設管理運営者は、前々暦月の末日までに、その旨を系統運用者に通知しなければならない。第1項第1号又は第2号の場合には、次の各号に掲げる事項をも通知しなければならない。
 1. 変更後の第33b条の規定による直接販売の形態

³³⁾ 電力系統利用料令第18条第1項は、分散型発電施設の施設管理運営者が、電力を供給する配電網の管理運営者から、この分散型発電施設からの供給により当該配電網管理運営者が上位の送電網に対して支払わずに済んだ系統利用料（支払を回避された系統利用料）に相当する金銭を受け取る旨を定めている。ただし、再生可能エネルギー法による補償及び直接販売された電力供給に対しては、回避された系統利用料は保障されない。

2. 直接販売される電力が属することになるエネルギー事業法第3条第10a号³⁴⁾の規定による電力収支グループ
- (3) 系統運用者は、2013年1月1日までに、遅滞なく、第1項及び第2項の規定による形態の変更のために、申請データの完全に自動的に電子的な伝達及び利用のための手続を含む連邦で統一的な大量事務処理に耐えうる手続を、連邦データ保護法の要件を考慮して定めなければならない。連邦データ保護法の基準に従う電子的なデータ交換のために、統一的なデータ形式を定めなければならない。電力供給事業者及び施設管理運営者の団体は、データ交換のための手続及び形式の検討において、適切に関与するものとする。
- (4) 施設管理運営者は、第3項の規定による手続及び形式が定められ次第、当該手続及び形式によって第2項の規定による報告を系統運用者に対して伝達しなければならない。
- (5) 施設管理運営者による第1項第1号及び第2号、第2項又は第4項の規定に対する違反があった場合には、第33g条第3項及び第39条第2項の法的効果を伴う。法的効果の間は、他の請求権も排除される。

第33e条 供給補償との関係

施設管理運営者が施設からの電力を直接販売する間は、当該施設で発電されたすべての電力について、第16条第1項及び第2項の規定による補償請求権並びに第16条第3項の規定による義務は消滅する。この期間は、第21条第2項の規定による補償期間に算入される。

第33f条 直接販売の案分

- (1) 施設管理運営者は、次の要件をすべて満た

す場合には、発電する電力を第16条の規定による補償及び第33a条の規定による直接販売又は第33b条の規定による直接販売の各形態に一定の割合で案分することができる。

1. 施設管理運営者が第16条の規定による補償の割合又は第33b条の規定による直接販売の各形態の割合を第33d条第2項の規定による通知によって系統運用者に伝達した場合
 2. 第1号の規定による割合を常に遵守したことを証明することができる場合
- (2) 第1項の規定による直接販売の場合には、第33e条第1文の規定にかかわらず、直接販売した電力の割合に応じた分だけ、第16条第1項及び第2項の規定による補償請求権並びに第16条第3項の規定による義務は消滅する。施設管理運営者は、残余の電力について第16条の規定による補償を請求することができる。
- (3) 第1項の規定に対する違反があった場合には、施設で発電された電力で直接販売されないものに対する第16条の規定に基づく補償金額は、この法律附則第4第1.1号で定めるエネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値（「MW」）に減ぜられる。第1文の規定は、第1項の規定に対する違反の終了後3暦月が経過するまで適用する。その他について、第1項の規定に対する違反があった場合には、第33g条第3項及び第39条第2項の法的効果を伴う。

第2節 直接販売に対するプレミアム

第33g条 市場プレミアム

- (1) 施設管理運営者は、第33b条第1号の規定により直接販売する再生可能エネルギー又は

³⁴⁾ エネルギー事業法第3条第10a号は、「電力収支グループ」を、電力の需要と供給のアンバランスを調整するために、電力分野の規制区域内の供給者と購入者をまとめたグループと定義している。

坑内ガスによる電力に対して、系統運用者から市場プレミアムを要求することができる。[施設管理運営者は、]実際に供給され第三者に買い取られた電力量に限り、市場プレミアムを要求することができ、各月のこの電力量を翌月の10日までに系統運用者に対して伝達しなければならない。

- (2) 市場プレミアムの額は、暦月ごとに算定される。市場プレミアムの額は、第33h条の規定による基礎値に基づき及びこの法律附則第4の基準に従って、各暦月のために実際に確認した額又は算定した額に基づいて遡及的に算定する。[系統運用者は、施設管理運営者に対して、]予想される[市場プレミアムの]額について、適切な額を月賦で支払うものとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、施設管理運営者の第1項の規定による請求権は消滅する。
 1. 第33c条第1項又は第2項の規定に違反した場合
 2. 第33b条第1号の規定による直接販売の形態への変更を、第33d条第1項第1号又は第2号及び第4項と関連した同条第2項の基準に従って系統運用者に伝達しなかった場合
 3. 第33f条第1項の規定に違反した場合

第1文は、第1号、第2号又は第3号の規定に対する違反の終了後3暦月が経過するまで適用する。
- (4) 第22条の規定を準用する。

第33h条 市場プレミアムの基礎値

市場プレミアムは、第17条から第21条までの規定を考慮の上、直接販売する電力に対して第23条から第33条までの規定により補償を請求したとすれば支払われたであろう第16条の規定による補償金額（基礎値）に基

づいて算定する。基礎値の算定の際には、第27条第3項及び第4項、第27a条第2項及び第27c条第3項の規定は、適用しない。

第33i条 フレキシビリティ・プレミアム

- (1) バイオガスによる発電施設の施設管理運営者は、次の要件をすべて満たす場合には、需要に応じた発電のために行った設備容量の追加増設について、系統運用者に対して、市場プレミアムに上乗せしたプレミアム（フレキシビリティ・プレミアム）を要求することができる。
 1. 施設で発電されたすべての電力が第33b条第1号又は第3号の規定により直接販売され、この電力に対して、第33e条第1文の規定にかかわらず、原則として第16条の規定による補償請求権が認められ、補償金額が第17条の規定により減ぜられない場合
 2. この法律附則第5第1号の規定による施設の定格出力が施設の設定容量の0.2倍以上である場合
 3. 施設管理運営者が、所在地、設備容量及びフレキシビリティ・プレミアムの請求を、次に掲げる者の区分に応じ、当該者に対して、次に定める方法により届け出た場合
 - a) 連邦ネットワーク庁 連邦ネットワーク庁が定める所定の様式により
 - b) aにかかわらず、第64e条第2号に基づく法規命令により一般的な施設登録簿を運用する義務を負う第三者又は当該法規命令において届出の名宛人に指定されている第三者 当該法規命令の要件に従って
 4. 環境鑑定士が、再生可能エネルギーによる発電の許可において、施設がフレキシビリティ・プレミアムの請求に必要な需要に応じた経営のための技術を備えていること

を証明した場合

- (2) フレキシビリティ・プレミアムの額は、暦年ごとに算定される。フレキシビリティ・プレミアムの額は、この法律附則第5の基準に従って、設備容量の追加増設に対して算定する。〔系統運用者は、施設管理運営者に対して、〕予想される〔フレキシビリティ・プレミアムの〕額について、適切な額を月賦で支払うものとする。
- (3) 施設管理運営者は、系統運用者に対して、フレキシビリティプレミアムの初回の請求を事前に申請しなければならない。
- (4) フレキシビリティ・プレミアムは、10年間支払うものとする。期間の始期は、第3項の規定による申請の翌々暦月の1日とする。
- (5) 第22条の規定を準用する。

第4章 調整機構

第1節 連邦における調整

第34条 送電系統運用者に対する転売

系統運用者は、第16条の規定により補償した電力を遅滞なく上位の送電系統運用者に対して転売する義務を負う。

第35条 系統運用者及び送電系統運用者間の調整

- (1) 上位の送電系統運用者は、第18条から第33条までの規定に準じて、系統運用者が第16条の規定により補償した電力量について補償を行う義務を負う。
- (1a) 上位の送電系統運用者は、さらに、系統運用者が第33g条から第33i条までの規定により支払ったプレミアムの補償を行う義務を負う。

- (2) 系統運用者は、電力系統利用料令第18条第1項第3文第1号⁽³⁵⁾の規定により施設管理運営者に保障されず、同令第18条第2項及び第3項の規定により算定された、同令第18条の規定による支払を回避された系統利用料を上位の送電系統運用者に支払う義務を負う。この法律第8条第4項第2号を準用する。
- (3) 第1項から第2項までの規定による支払は、相殺するものとする。支払は、適切な額を月賦で行うものとする。
- (4) 送電系統運用者が第16条から第18条までの規定よりも多い補償又は第33g条から第33i条までの規定よりも多いプレミアムを系統運用者に対して支払った場合には、送電系統運用者は、過払額の返還請求の義務を負う。返還請求権は、供給の翌々暦年の12月31日に消滅し、第1文の規定による義務は、その限りにおいて消滅する。第1文及び第2文の規定は、電力を買い取る系統運用者及び施設管理運営者との関係に準用するが、ただし、支払義務が契約上の合意に基づく場合には、この限りでない。第22条第1項の規定は、第3文に規定する請求権には適用しない。

第36条 送電系統運用者間の調整

- (1) 送電系統運用者は、次の各号に掲げる義務を負う。
 1. 第16条の規定により補償した電力量及びその時間的推移〔のデータ〕を蓄積すること。
 2. 第33条第2項の規定による補償を含む第16条の規定による補償の支払〔のデータ〕を蓄積すること。
 3. 第33g条から第33i条までの規定によるプレミアムの支払〔のデータ〕を蓄積する

(35) 注(33)を参照。

こと。

4. 第1号の規定による電力量を遅滞なく相互に暫定的に調整すること。
 5. 第2号及び第3号の規定による支払について、適切な額を月賦で行うこと。
 6. 第1号の規定による電力量並びに第2号及び第3号の規定による支払を第2項の基準に従って清算すること。
第1文第2号、第3号及び第5号の規定による支払[のデータ]の蓄積及び清算においては、第35条第3項の規定による相殺を基礎とする。
- (2) 送電系統運用者は、毎年7月31日までに、前暦年に第8条若しくは第34条の規定により買い取り、第16条若しくは第35条の規定により補償し、又は第33g条及び第33i条の規定によりプレミアムを支払い、並びに前項の規定により暫定的に調整した電力量並びに電力供給事業者が当該送電系統運用者の事業展開地域において前暦年に最終消費者に提供した総電力量に対して当該電力量が占める割合を算定する。
- (3) 平均値を上回る電力量を買い取った送電系統運用者は、他の送電系統運用者が平均値に相当する電力量を買い取るまで、当該送電系統運用者に対して第16条から第33条までの規定による買い取り及び補償を要求することができる。

第37条 販売及び賦課金

- (1) 送電系統運用者は、自らが又は共同して第16条及び第35条第1項の規定により補償した電力を、調整機構令の基準を遵守して、差別なく透明性を持って販売しなければならない。
- (2) 送電系統運用者は、必要な支出から収入を差し引いた額を、最終消費者に電力を供給する電力供給事業者に対して、最終消費者に提

供した電力の割合に応じて、調整機構令の基準に従って要求することができる（賦課金）。この割合は、すべての電力供給事業者がその最終消費者に提供した電力1キロワット時について同額の費用を負担するという条件で算定する。賦課金の支払は、適切な額を月賦で行うものとする。

- (3) 最終消費者が電力供給事業者によって供給されない電力を消費する場合で、次の各号のいずれかに該当する場合には、最終消費者は電力供給事業者と同等として扱う。
1. 電力が第三者により供給される場合
 2. 電力が系統により送電される場合、ただし、次の場合を除く。
 - a) 電氣的、化学的、力学的又は物理的な蓄電設備で蓄電するために、電力を系統から取り出した後に、再び同じ系統に供給する場合
 - b) 最終消費者が自家発電として発電施設を運営し、発電した電力を発電施設に近接した場所において自家消費する場合

第38条 事後的修正

次の各号に掲げる事項により、清算する電力量又は補償金額若しくは市場プレミアムの額に変更が生じた場合には、この変更は、次に清算を行う際に考慮しなければならない。

1. 第35条第4項に基づく返還請求
2. 本案訴訟での裁判所の確定判決
3. 第57条第3項第1文第1号の規定により当事者が紛争処理機関において実施した手続
4. 第57条第3項第1文第2号の規定により紛争処理機関が当事者に対して行った意見表明
5. 第61条第1a項の規定による連邦ネットワーク庁の決定
6. 第36条第1項の規定による清算を行っ

た後に下された執行力ある債務名義

第 39 条 賦課金の軽減

- (1) 電力供給事業者の賦課金は、次の各号に掲げる場合には、各暦年において1キロワット時当たり2セント、最大限で賦課金と同額のみだけ軽減される。
1. 電力供給事業者が最終消費者全体に供給する電力が、この暦年において、かつ当該暦年の8か月以上において、次の要件をすべて満たす場合
 - a) 当該電力の50%以上が第23条から第33条までの規定による電力である場合
 - b) 当該電力の20%以上が第29条から第33条までの規定による電力である場合前段の規定による割合の算定に際しては、第23条から第33条までの規定による電力は、15分間隔で測定したデータに基づく最終消費者全体の総需要量までを限度に考慮することができる。
 2. 電力供給事業者が、通常責任を有する送電系統運用者に対して、前暦年の9月30日までに賦課金の軽減の請求を伝達した場合；この際、電力供給事業者は、現在の暦年に最終消費者全体に供給する見込みの電力量を申告しなければならない、この電力量は、前暦年上半期の電力供給に基づいて見積もるものとする。
 3. 電力供給事業者が、通常責任を有する送電系統運用者に対して、第1号の要件を満たすことを第50条の基準に従って証明する場合
 4. 第1号a及びbの規定による最終消費者に供給された電力が、エネルギー事業法第42条の規定による電力表示において、[実際の]電力と乖離せずに15分間隔で測定した発電量に基づいて再生可能エネルギーと表示された場合に限り、再生可能エ

ネルギーと証明される場合

- (2) 第1項第1号a及びbの規定による電力量の算定においては、施設管理運営者が次の要件をすべて満たす場合に、再生可能エネルギー及び坑内ガスによる電力に限り、通算することができる。
1. 第33b条第2号の規定により電力を直接販売すること。
 2. 第33c条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。
 3. 系統運用者に対して、第33d条第1項第1号又は第2号及び第4項と関連した同条第2項の基準に従って、第33b条第2号の規定による直接販売の形態への変更を伝達したこと。
 4. 第33f条第1項の規定に違反しないこと。
- 電力が第1文の規定により通算することができない場合には、第1文の規定による要件の全部又は一部が満たされていない暦月全体の電力量を通算することができないものとする。

第 2 節 電力集約的事業者及び鉄道会社のための特別の調整規定

第 40 条 原則

連邦経済・輸出管理庁は、電力消費量の多い電力集約的な製造業者又は鉄道会社である最終消費者の受電設備に対して、電力供給事業者によって転嫁される賦課金を、その申請に基づき、第41条及び第42条の規定に基づいて軽減する。この軽減措置は、この法律の目的が損なわれず、かつ、電力消費者全体の利益と調整可能な限りにおいて、当該事業者の電力費用を低減させ、その国際競争力及び複合輸送競争力を維持するために行う。

第 41 条 製造業者

(1) 製造業者にあっては、次の要件をすべて証明するときに限り、賦課金を軽減する。

1. 終了した直前の事業年度において、
 - a) 受電設備において、電力供給事業者から購入し自家消費した電力が1ギガワット時以上であったこと。
 - b) 連邦統計庁の部門別統計4、シリーズ4.3、ヴィースバーデン2007^(原注2)の定義による事業者の総付加価値に対する電力費用の割合が14%以上であったこと。
 - c) 賦課金が[電力消費]割合に応じて当該事業者に転嫁されたこと。
2. エネルギー消費及びその削減の可能性を調査及び評価したことが認証されたこと。ただし、電力消費が10ギガワット時未満である事業者にはこれを適用しない。

(2) 前項第1号の規定による要件は、終了した直前の事業年度の電力供給契約及び電力勘定並びに終了した直前の事業年度の年次決算に基づく公認会計士、公認会計士事務所又は宣誓した会計士の証書によって証明するものとする。第1文の規定による証書については、商法典第319条第2項から第4項まで、第319b条第1項、第320条第2項及び第323条⁽³⁶⁾の規定を準用する。前項第2号に掲げる要件については、証明機関の証書によって証明するものとする。

(2a) 前年の7月1日以降に新規に会社を設立した事業者は、第1項の規定にかかわらず、設立以降の期間についてのデータを伝達することができる。[この場合において、]第2項の規定を準用する。新規に会社を設立した事業者とは、実質的に新しい企業財産を調達して、初めてその事業を開始したもののみをいい、組織変更によるものであってはならない。新規設立の時点は、製造又は輸送業務の

ために電力が初めて購入された時点とする。

(3) 第1項第1号aの規定による電力購入が次の各号に掲げる要件を満たす事業者については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 電力購入量が1ギガワット時以上の場合には、賦課金は、受電設備における軽減期間内の自家消費電力を考慮して、次のとおり軽減される。
 - a) 自家消費電力1ギガワット時以下の部分に対しては、賦課金は軽減されない。
 - b) 自家消費電力1ギガワット時超10ギガワット時以下の部分に対しては、第37条第2項の規定により算定された賦課金の10%に軽減される。
 - c) 自家消費電力10ギガワット時超100ギガワット時以下の部分に対しては、第37条第2項の規定により算定された賦課金の1%に軽減される。
 - d) 自家消費電力100ギガワット時を超える部分に対しては、賦課金は、1キロワット時当たり0.05セントに軽減される。
2. 電力購入量が100ギガワット時以上かつ総付加価値に対する電力費用の割合が20%を超える場合には、第37条第2項の規定により算定された賦課金は、1キロワット時当たり0.05セントに軽減される。証明については、第2項の規定を準用する。

(4) 受電設備とは、事業者の、一又は二以上の受電点で系統運用者の系統に接続され、区画された同一構内において空間的及び物理的に関連した電力関連設備の総体をいう。

(5) 第1項から第4項までの規定を事業者の独立した部門に準用する。事業者の独立した部門とは、独自の所在地又は当該事業者の他の部門と画した所在地にある部門で事業者の重要な機能を有するものであり、当該部門が何

⁽³⁶⁾ 商法典第319条（会計監査人の選任及び排除の理由）、第319b条（会計監査人のネットワーク）、第320条（年次決算書提出義務、情報提供を受ける権利）、第323条（会計監査人の責任）

時でも法的に独立した事業者としてその業務を行うことができるものをいう。事業者の独立した部門においては、商法典のすべての商人に適用される規定を準用して、独自の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。第3文の規定による貸借対照表及び損益計算書は、商法典第317条から第323条まで³⁷⁾の規定を準用して監査しなければならない。

第42条 鉄道会社

- (1) 鉄道会社については、受電設備において、軽減期間内に購入し又は自家消費した電力量の10%を超える部分に限り、賦課金が軽減される。軽減後の賦課金は、1キロワット時当たり0.05セントとする。
- (2) 鉄道会社においては、鉄道会社が次の事項をすべて証明するとき限り、賦課金を軽減する。
 1. 購入した電力量が鉄道交通における輸送業務のために直接使用され、かつ、購入した電力量が10ギガワット時以上であること。
 2. 賦課金が[電力消費]割合に応じて当該事業者に移譲されたこと。
- (3) 第1項の規定による受電設備とは、事業者が行う鉄道交通における輸送業務のために電力を消費する設備の総体をいう。第41条第2項及び第2a項の規定を準用する。

第43条 申立期間及び決定の効果

- (1) 第41条又は第42条と関連した第40条第1項の規定による申請は、完全な申請書類[の提出]を含め、当該年の6月30日までに行わなければならない(実体的除斥期間)。^{[連}

邦経済・輸出管理庁の]決定は、申立人、電力供給事業者及び通常責任を有する送電系統運用者に対して効力を有する。決定は、翌年の1月1日から1年間有効とする。従前の決定により発生している効果は、第41条第1項第1号b及び第3項の規定による総付加価値に対する電力費用の割合の算定に際しては考慮しない。

- (2) 第41条第2a項の規定による新規に会社を設立した事業者は、この条第1項第1文の規定にかかわらず、当該年の9月30日までに申請を行うことができる。
- (3) 賦課金が軽減される受電設備に対して通常責任を有する送電系統運用者の、電力供給事業者に対する賦課金の支払請求権は、連邦経済・輸出管理庁の決定に従って制限され、送電系統運用者は、この制限を、第36条に定める送電系統運用者間の調整において考慮しなければならない。

第44条 情報提供義務

第40条に規定する決定による受益者は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び同省の受託者に対して、その求めにより、第40条第2文に規定する目標達成の成否の判断に必要なすべての事実に関する情報を提供しなければならない。経営上及び業務上の秘密は保護される。

第5章 透明性

第1節 報告義務及び公表義務

第45条 原則

施設管理運営者、系統運用者及び電力供給

³⁷⁾ 商法典第317条(監査の対象及び範囲)、第318条(会計監査人の任命及び解任)、第319a条(公益事業者における排除の理由)、第321条(監査報告)、第321a条(特別な場合における監査報告の公開)、第322条(確認意見)。注³⁶⁾も参照。

事業者は、第34条から第39条までの規定による連邦における調整のために必要なデータ、特に第46条から第50条までに掲げるデータを、相互に遅滞なく提供する義務を負う。第38条の規定を準用する。

第46条 施設管理運営者

施設管理運営者は、系統運用者に対して、次の各号に掲げる義務を負う。

1. 施設の所在地及び設備容量並びに第33条第2項の規定による電力量を報告すること。
2. 第27条から第27b条までの規定によるバイオマス施設においては、第27条第1項及び第2項、第27a条並びに第27b条の規定による燃料材の種類及び量並びに第27条第4項第1号及び第5項第2号並びに第27b条第3項の規定による熱利用及び使用技術又は第27条第4項第2号及び第27b条第1項第3号の規定により使用する家畜ふん尿の割合を第27条及び第27a条の規定による証明方法で伝達すること。
3. 各年の2月28日までに前年の最終清算のために必要なデータを提供すること。

第47条 系統運用者

- (1) 送電系統運用者ではない系統運用者は、次の各号に掲げる義務を負う。
 1. 第16条の規定により実際に支払った補償、第33g条及び第33i条の規定によるプレミアム、第33d条第2項の規定により施設管理運営者から受けた通知（第33b条の規定による直接販売の形態ごととする）、第46条の規定により施設管理運営者から報告された事項並びに連邦における調整のために必要なその他の事項を、それらが提供可能となった後、遅滞なく、上位の送電系統運用者に対して取りまとめて伝達する

こと。

2. 各年の5月31日までに、送電系統運用者がそのウェブサイトで提供する書式を用いて、前年の最終清算を個々の施設ごとに及び一括して電子媒体で提出すること。第19条第2項及び第3項の規定を準用する。
- (2) 第1項の規定により調整すべきエネルギー量及び補償支払額の算定のため、次の各号に掲げる事項を特に必須とする。
 1. 施設が連系している電圧レベル
 2. 第35条第2項の規定により支払を回避された系統利用料
 3. 系統運用者が下位の系統から買い取ったエネルギー量
 4. 系統運用者が第3号の規定によるエネルギー量を最終消費者、系統運用者又は電力供給事業者に対して販売した量、又は自ら消費した量

第48条 送電系統運用者

- (1) 送電系統運用者については、第47条第1項の規定により伝達される事項及び最終清算を、第8条第2項の規定により直接又は間接に当該送電系統運用者の系統に連系している施設のために、そのウェブサイトにおいて公表しなければならないという要件で、第47条の規定を準用する。
- (2) 送電系統運用者は、さらに、自己が通常責任を有する電力供給事業者に対し、7月31日までに前年の賦課金の最終清算を提出する義務を負う。第47条第2項の規定を準用する。
- (3) 送電系統運用者は、前2項の義務に加え、次の各号に掲げる義務を負う。
 1. この法律附則第4第3号の基準に従って市場プレミアムを算定するためのデータを個人を特定しない様式で公表すること。
 2. 調整機構令第7条の基準に従って調整機構のためのデータを公表し、当該データを

連邦ネットワーク庁に対して伝達すること。

第 49 条 電力供給事業者

電力供給事業者は、通常責任を有する送電システム運用者に対し、遅滞なく、最終消費者に供給したエネルギー量を電子的に報告し、5月31日までに前年の最終清算を提出する義務を負う。

第 50 条 監査

システム運用者及び電力供給事業者は、第47条第1項第2号、第48条及び第49条の規定による最終清算を提出する際に、当該最終清算が公認会計士、公認会計士事務所、宣誓した会計士又は会計事務所による監査を受けることを求めることができる。監査においては、個々の事案を超えて意味を持つ判例及び第57条第3項第1文第2号の規定による紛争処理機関の決定並びに第57条第4項の規定による決定を考慮しなければならない。第1文の規定による監査においては、商法典第319条第2項から第4項まで、第319b条第1項、第320条第2項及び第323条の規定を準用する。

第 51 条 連邦ネットワーク庁に対する報告

- (1) システム運用者は、第46条の規定により施設管理運営者から報告された事項、第47条第2項第1号に定める事項、第47条第1項第2号及び第48条第2項の規定による最終清算を、その監査に必要なデータを含み、期限までに、連邦ネットワーク庁に対して電子媒体で提出する義務を負う；電力供給事業者については、第49条の規定による報告事項に関して、これを準用する。
- (2) (削除)
- (3) 連邦ネットワーク庁が書式を用意する場合

には、システム運用者、電力供給事業者及び施設管理運営者は、データを当該書式で伝達する義務を負う。連邦ネットワーク庁は、電力購入経費を除く第1項の規定によるデータを、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省に対して、統計、法律の評価並びに第65条及び第65a条の規定による報告のために提供する。

第 52 条 一般公衆に対する情報提供

- (1) システム運用者及び電力供給事業者は、そのウェブサイトにおいて、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるときに公表し、翌年の終りまでこれを継続する義務を負うものとし、第48条第1項の規定は、その適用を妨げない。
 1. 第45条から第49条までの規定による事項 伝達後遅滞なく
 2. 第45条から第49条までの規定により伝達したデータの調査に関する報告書 各年の10月1日以降遅滞なく
- (1a) 送電システム運用者は、第35条第1項の規定により補償した電力量及び第37条第1項の規定により販売した電力量を、調整機構令の基準に従って、共同のウェブサイトにおいて個人を特定しない様式で公表する義務を負う。
- (2) 報告事項及び報告書は、専門知識を有する第三者が、追加の情報がなくても、調整されたエネルギー量及び補償支払額を十全に確認できるものでなければならない。

第 2 節 賦課金及び電力表示

第 53 条 賦課金の証明

- (1) 電力供給事業者は、第40条の規定により賦課金が軽減されるものを除く最終消費者に対して、賦課金を証明することができる。

- (2) 賦課金の公示に際しては、何キロワット時の再生可能エネルギー及び坑内ガスから発電された電力が賦課金の算定の基礎とされたかを明確かつ読みやすい文字で表示しなければならない。賦課金の算定は、追加の情報がなくても確認できるよう、これを説明しなければならない。

第54条 賦課金のための電力表示

- (1) 電力供給事業者は、エネルギー事業法第42条の規定による電力表示において、この条第2項の規定により算定した値を、「再生可能エネルギー法により促進された再生可能エネルギー」として、パーセントによる割合で、最終消費者に対して証明する義務を負う。
- (2) 第1項の規定により最終消費者に対して証明するパーセントによる割合は、当該電力供給事業者が最終消費者に対して実際に1年間に供給した電力量のために支払った賦課金に、
1. 第3項の規定による再生可能エネルギー商を掛け、
 2. 最終消費者に対して1年間に供給した総電力量で除し、
 3. 100を掛ける
- ことにより算定される。第1項の規定により証明する割合は、供給した電力量中における直接の構成要素であり、[算定の基礎となる電力量の一部を]個別に証明し又は再販売してはならない。
- (3) 再生可能エネルギー商は、前暦年に第16条の規定により補償した電力量及び第33b条第1号の形態で直接販売した電力量の合計を、電力供給事業者が前暦年に最終消費者に対して供給した電力量に対して送電系統運用者が賦課金から得た収入総額によって除した値とする。送電系統運用者は、共同のウェブサイトにおいて、2011年9月30日までに及

び2012年以降は7月31日までに、統一的な形式により、個人を特定しない様式で、前暦年の再生可能エネルギー商を公表する。

- (4) エネルギー事業法第42条第1項第1号及び第3項の規定により報告しなければならない各エネルギー源の割合は、「再生可能エネルギー法により促進された再生可能エネルギー」による電力の割合を除き、各[事業者の]最終消費者に応じて、第1項の規定により証明する割合をそれぞれ減じなければならない。
- (5) 電力供給事業者は、賦課金の支払義務が第40条から第43条の規定により軽減される最終消費者に対して、総合的なエネルギーミックスの他に、第3文及び第4文の規定により個別に算定される「再生可能エネルギー法により賦課金の支払義務を軽減される事業者のためのエネルギーミックス」を証明する義務を負う。このエネルギーミックスにおいては、エネルギー事業法第42条第1項第1号の規定による割合を証明しなければならない。「再生可能エネルギー法により促進された再生可能エネルギー」の割合は、第2項の規定にかかわらず、電力供給事業者が当該最終消費者に対して実際に1年間に供給した電力量のために支払った賦課金に、
1. 第3項の規定による再生可能エネルギー商を掛け、
 2. 当該最終消費者に対して供給した総電力量で除し、
 3. 100を掛ける
- ことにより算定される。エネルギー事業法第42条第1項第1号の規定により報告しなければならない他のエネルギー源の割合は、各最終消費者に応じて、第3文の規定により算定した割合をそれぞれ減じなければならない。

第3節 電力源証明書及び重複販売の禁止

第55条 電力源証明書

- (1) 所管官庁は、施設管理運営者に対して、再生可能エネルギーによる電力の電力源証明書を発行する。第1文の規定は、第33b条第1号の規定により直接販売する電力又は第16条の規定により補償する電力には適用しない。所管官庁は、電力源証明書を譲渡し、無効化する。電力源証明書の発行、譲渡及び無効化は電子的に行い、第64d条に基づく法規命令の要件に従うものとし、電力源証明書は、これを乱用してはならない。
- (2) 所管官庁は、申請に基づき、第64d条に基づく法規命令の要件に従って、再生可能エネルギーによる電力の外国の電力源証明書を承認する。これは、再生可能エネルギーの利用を促進し並びに指令2001/77/EC及び2003/30/ECを改正及び廃止する2009年4月23日の欧州議会及び理事会指令2009/28/EC(OJ L140, 5.6.2009, p.16)第15条³⁸⁾第6項及び第9号で定める基準を満たす電力源証明書に限るものとする。第1文の規定により電力源証明書が承認される電力は、第33b条第3号の規定により直接販売される電力とみなす。
- (3) 所管官庁は、電力源証明書の発行、承認、譲渡及び無効化を登録する電子的なデータベースを設置する(電力源証明書登録簿)。
- (4) 第1項から第3項までの規定による所管官庁は、連邦環境庁とする。
- (5) 電力源証明書は、銀行法第1条第11項³⁹⁾及び有価証券取引法第2条第2b項⁴⁰⁾の規定

による金融商品とみなさない。

第56条 重複販売の禁止

- (1) 再生可能エネルギー及び坑内ガスによる電力、ガス系統に供給された廃棄物ガス又は汚泥ガス並びにバイオマスからのガスを、重複して販売し、他の方法により引き渡し、又は第34条の規定に違反して第三者に譲渡してはならない。再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力は、特に、第33b条の規定による二以上の形態又は第33b条の規定による同一の形態において重複して譲渡してはならない。直接販売における調整電力としての販売は、電力の重複販売又は他の方法による引渡しとはみなさない。
- (2) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力に対して第16条の規定により補償を請求する施設管理運営者又はこの電力を第33b条第1号の規定により直接販売する施設管理運営者は、当該電力の電力源を証明する電力源証明書又は他の証明書を他人に譲渡してはならない。施設管理運営が、再生可能エネルギー若しくは坑内ガスによる電力の電力源を証明する電力源証明書又は他の証明書を他人に譲渡した場合には、当該電力について第16条の規定による補償及び第33g条の規定による市場プレミアムを請求してはならない。
- (3) プロジェクト・メカニズム法⁴¹⁾による共同実施事業の枠組において施設の排出量削減のために排出削減単位が発行される場合には、当該施設からの電力について、第16条の規定による補償及び第33g条又は第33i条の規定によるプレミアムを請求してはならない。

³⁸⁾ EU指令2009/28/EC第15条(再生可能エネルギーからの電力、熱及び冷熱に関するエネルギー源の証明)

³⁹⁾ 銀行法第1条第11項は、「金融商品」を、有価証券、短期金融市場商品、外国為替及びデリバティブとしている。

⁴⁰⁾ 有価証券取引法第2条第2b項は、「金融商品」を、有価証券、短期金融市場商品及びデリバティブとしている。

⁴¹⁾ Gesetz über projektbezogene Mechanismen nach dem Protokoll von Kyoto zum Rahmenübereinkommen der Vereinten Nationen über Klimaänderungen vom 11. Dezember 1997 (Projekt-Mechanismen-Gesetz – ProMechG) vom 22. September 2005 (BGBl. I S.2826).

- (4) 第62条第1項第1号にかかわらず、この条第1項から第3項までの規定の違反があった場合には、当該違反を行っていた期間に6暦月を加えた間、次に定めるとおりとする。
1. 系統運用者が電力を買い取る場合には、第16条の規定による補償金額は、この法律附則第4第1.1号で定めるエネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値（「MW」）に減ぜられ、その他の場合においては、請求権は消滅する。
 2. 第33g条の規定による市場プレミアムに対する請求権は、消滅する。
 3. [当該機関に発電した]電力を第39条第1項第1号a及びbの規定による電力量に算入してはならない。

第6章 権利保護及び官庁の手続

第57条 紛争処理機関

- (1) この法律のために、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の委託により、私法上の法人が紛争処理機関を運営する。
- (2) 紛争処理機関の事務は、第3条から第33i条、第45条、第46条、第56条及び第66条の規定並びにこれらに関してこの法律に基づいて制定される法規命令の規定の適用に関する問題及び紛争（適用問題）を、この条第3項及び第4項の基準に従って解決することとする。この事務の遂行にあたっては、個人情報保護に関する規則及び第61条の規定による連邦ネットワーク庁の決定を遵守しなければならない。さらに、消費者紛争の裁判外紛争処理機関のための諸原則に関する1998年3月30日の欧州委員会勧告98/257/EC(OJ L115, 17.4.1998, p.31)及び消費者紛争の合意による解決に関する裁判外紛争処理機

関のための諸原則に関する2001年4月4日の欧州委員会勧告2001/310/EC(OJ L109, 19.4.2001, p.56)を考慮するものとする。紛争処理機関が適用問題を解決し、この解決が第61条の規定による連邦ネットワーク庁の決定と矛盾しない場合には、第4条第2項、第38条第3号及び第4号並びに第50条第2文の法的効果を伴い、その他の場合には、紛争処理機関による決定の法的効果は、施設管理運営者及び系統運用者間の契約上の合意に基づくものとする。

- (3) 紛争処理機関は、施設管理運営者及び系統運用者（当事者）間の適用問題の解決のために、次の各号のいずれかを行うことができる。
 1. 当事者の共同の申立てにより、当事者間の適用問題の解決のための手続を実施すること。
 2. 当事者の共同の申立てにより、当事者のために適用問題について意見表明を行うこと。
 3. 適用問題が係争中の通常裁判所に対して、その要請により、意見表明を行うこと。第1文第1号及び第2号の場合には、民法典第204条第1項第11号⁽⁴²⁾の規定を準用する。さらに、第1文第1号の規定による手続は、当事者の了解がある場合には、民事訴訟法第10編の規定による仲裁手続として実施することも可能とする。通常裁判所に訴える当事者の権利は、これにより影響を受けない。
- (4) 少なくとも施設管理運営者、系統運用者又は関連団体が申立てを行い、当該適用問題の解決に公益が認められる場合には、紛争処理機関は、個々の事案を超える適用問題の解決のために手続を実施することができる。関連団体は、これに関与させなければならない。
- (5) 第2項から第4項までの規定による事務は、

(42) 民法典第204条第1項第11号は、仲裁手続の開始により、消滅時効が停止されることを定めている。

紛争処理機関が自ら定める手続規則の基準に従って遂行するものとし、手続規則の制定及び改正には、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の事前の同意を必要とする。事務の遂行は、手続規則に関して当事者又は他の手続関係者の事前の同意を得ることを前提とする。これは、法務サービス法第2条第1項⁽⁴³⁾の規定による法務サービスではない。事務の遂行により生じた財産上の損害に対する紛争処理機関の長の責任は、排除されるが、ただし、故意の場合には、この限りでない。

(6) 紛争処理機関は、第2項から第4項までの規定による事務の遂行に関する活動報告書を、そのウェブサイトにおいて、個人を特定しない様式で毎年公表しなければならない。他の規定に基づく報告義務は、この規定により影響を受けない。

(7) 紛争処理機関は、手続規則の規定に従って、第3項の規定による行為に要する費用を賄うために、当事者から手数料を徴収することができる。第4項の規定による手続は、手数料を徴収しないで実施しなければならない。第2項から第4項までの規定による事務に関連するその他の行為については、紛争処理機関は、その費用を賄うために手数料を徴収することができる。

第58条 消費者保護

不正競争防止法第8条から第14条⁽⁴⁴⁾までの規定は、この法律の第16条から第33条までの規定に対する違反に対して、これを準用する。

第59条 暫定的権利保護

(1) 本案訴訟を管轄する裁判所は、施設管理運営者の申立てにより、事案ごとの状況を考慮し、仮処分により、第5条、第8条、第9条及び第16条に規定する請求権の債務者が、情報を提供し、施設を暫定的に連系し、自らの系統を遅滞なく最適化、強化又は増強し、電力を買い取り、及び当該電力に対し、公正かつ正当とみなされる額を割賦で支払わなければならないことを定めることができる。

(2) 仮処分は、民事訴訟法第935条及び第940条⁽⁴⁵⁾の規定による要件が存在しない場合にも、これを命ずることができる。

第60条 海水路の利用

施設管理運営者が第16条の規定による補償を請求し又は第33b条第1号若しくは第2号の規定による形態で電力を直接販売する場合には、当該施設管理運営者は、施設の運営のため、ドイツの排他的経済水域又は領海を無償で利用することができる。

第61条 連邦ネットワーク庁の任務

(1) 連邦ネットワーク庁は、この法律に基づく法規命令により委任された任務の他に、次の各号に掲げる事項について監督を行うことを任務とする。

1. 系統運用者が、規制する権限を有する施設のみを、第11条の規定により規制していること。
2. 送電系統運用者が第16条及び第35条の規定により補償された電力を調整機構令と関連した第37条第1項の規定に従って販

(43) 法務サービス法 (Rechtsdienstleistungsgesetz) は、裁判外の法務サービスを行う権限について定めた法律であり、同法第2条第1項は、法務サービスを、個別の法的な調査を必要とする他の者の具体的な事案におけるあらゆる業務と定義している。

(44) 不正競争防止法第8条 (差止請求権)、第9条 (損害賠償)、第10条 (利益の徴収)、第11条 (消滅時効)、第12条 (差止請求権の実行、公表権、訴額の減額)、第13条 (事物管轄)、第14条 (土地管轄)

(45) 民事訴訟法第935条 (係争物に関する仮処分)、第940条 (仮の地位を定める仮処分)

売していること、賦課金を秩序正しく算定し、決定し、公表し及び電力供給事業者に対して請求していること、特に送電系統運用者に対して第16条から第33条までの規定による補償及び第33g条及び第33i条の規定によるプレミアムのみが請求されていること、この際第35条第3項の規定による相殺が行われたこと並びに第39条の規定による要件を満たす電力供給事業者に限り賦課金が軽減されていること。

3. データが第51条の規定により伝達され、第52条の規定により公表されていること。
4. 賦課金が第53条の基準のみに従って第三者に対して公示され、この法律に基づいて促進される電力の表示が第54条の基準のみに従って行われていること。

連邦ネットワーク庁は、この法律の評価及び実績報告の作成に際して、連邦環境・自然保護・原子炉安全省を支援する。

(1a) 第1項第2号の規定による任務の遂行のために、[連邦ネットワーク庁は]、根拠のある疑念がある場合には、施設管理運営者に対しても監督を行うことができる。施設管理運営者又は系統運用者の通常裁判所に訴える権利又は第57条第3項の規定により紛争処理機関において手続を開始する権利は、影響を受けない。

(1b) 連邦ネットワーク庁は、第1項の規定による目的及び目標を考慮して、次の各号に掲げる事項について、エネルギー事業法第29条第1項⁽⁴⁶⁾の規定により決定を行うことができる。

1. 第6条第1項及び第2項の規定による技術的な設備、特にデータ形式

2. 第11条の適用範囲

- a) 第11条の措置の対象となる施設及び熱電併給施設を規制する順序
- b) 系統運用者がこの順序を決定する際に依拠しなければならない基準
- c) 第11条第1項第1文第2号の規定により供給管理を実施する際に、電力供給システムの安全性及び信頼性を保障するために、系統に連系されていなければならない発電施設

3. 第17条第2項第1号又は第33i条第1項第3号の規定によるデータの伝達及び第33d条第3項及び第3項の規定による形態変更の実施。特に各々につき手続、期限及びデータ形式

4. 第48条の規定による公表義務及びこの法律附則第4第2.4.2.4号の規定による太陽光発電施設からの電力の市場実勢価格の月平均値の算定に際する第33条第2項の規定により自家消費される太陽光発電施設からの電力の考慮。特に各々につき算定方法又は電力量の見積もり

(2) 第1項から第1b項までの規定による任務の遂行のために、エネルギー事業法第69条第1項第2文、同条第10項、第91条、第92条、第95条から第101条まで及び第6節の規定を除く第8章⁽⁴⁷⁾の規定を準用する。

(3) 第2項の規定による連邦ネットワーク庁の決定は、裁決部 (Beschlusskammer) が行い、この際、エネルギー事業法第59条第1項第2文及び第3文、第2項並びに第3項、並びに第60条⁽⁴⁸⁾の規定を準用する。

(4) (削除)

(46) エネルギー事業法第29条第1項は、監督官庁は、系統連系又は系統利用の条件及び方法等について、系統運用者に対する決定 (Festlegung) により決めることができることを定めている。

(47) エネルギー事業法第8章 (裁判手続の遅延の際の手続及び権利保護)

(48) エネルギー事業法第59条は、エネルギー事業法に基づいて連邦ネットワーク庁が行う決定は、裁決部が行うことを定め、第60条は、連邦ネットワーク庁の諮問機関について定めている。

第 62 条 過料規定

(1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。

1. 第 56 条第 1 項の規定に違反して、電力又はガスを重複して販売し、他の方法により引き渡し、又は第三者に譲渡する者
 2. エネルギー事業法第 65 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 69 条第 7 項第 1 文若しくは第 8 項第 1 文⁽⁴⁹⁾と関連したこの法律の第 61 条第 2 項の規定による執行可能な命令に違反する者
 3. 次に掲げる規定に基づき、かつ、特定の構成要件についてこの過料規定を引用する法規命令又は当該法規命令に基づく執行可能な命令に違反する者
 - a) 第 64b 条第 3 号
 - b) 第 64d 条第 1 号
 - c) 第 64d 条第 3 号又は第 4 号
 - d) 第 64e 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号
- (2) 第 1 項第 3 号 c の違反行為をした者は 5 万ユーロ以下の過料、その他の違反行為をした者は 20 万ユーロ以下の過料に処することができる。
- (3) 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 号⁽⁵⁰⁾の規定による行政官庁は、次の各号に掲げるとおりとする。
1. 第 1 項第 1 号及び第 2 号 連邦ネットワーク庁
 2. 第 1 項第 3 号 a 連邦農業・食糧庁
 3. 第 1 項第 3 号 b 及び c 連邦環境庁
 4. 第 1 項第 3 号 d 第 64e 条第 2 号の規定による官庁

第 63 条 専門的監督

連邦官庁がこの法律の規定による任務を遂行する限りにおいて、当該官庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の専門的監督に服するものとする。ただし、連邦ネットワーク庁についてはこの限りでない。

第 63a 条 手数料及び立替金

(1) [官庁は、]この法律及びこの法律に基づく法規命令で定める職務行為に対して、その事務費用を賄うために、手数料及び立替金を徴収する。手数料負担義務のある構成要件及び手数料額は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により定めるものとする。その際、時間手数料 (Zeitgebühren) をも含めた手数料の額又は上・下限額を定め、行政費用法にかかわらず立替金の払戻しを定めることができる。

(2) 第 1 項第 2 文及び第 3 文の規定により、次の各号に掲げる官庁は、当該各号に定める事項のために、法規命令を制定することができる。

1. 連邦経済・技術省 エネルギー事業法第 65 条と関連したこの法律の第 61 条第 2 項及び第 3 項の規定による連邦ネットワーク庁の職務行為
2. 連邦食糧・農業・消費者保護省：連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦財務省と協議して 第 64b 条に基づく法規命令で定めるシステムの承認又は独立の認証機関の承認及び監督と関連した連邦農業・食糧庁の職務行為
3. 連邦環境・自然保護・原子炉安全省 第 64d 条に基づく法規命令で定める電力源証明書発行、承認、譲渡又は無効化と関連

(49) エネルギー事業法第 65 条は、事業者に対する監督官庁の監督について定め、同法第 69 条第 7 項は、連邦ネットワーク庁が事業者に対して情報提供を要請する旨、第 8 項は、連邦ネットワーク庁が規制官庁に対して事業者の書類検査を命ずる旨を定めている。

(50) 秩序違反法第 36 条は、過料手続における管轄官庁について定めている。

した所管官庁の職務行為。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、法規命令を制定する権限を連邦環境庁に委任することができる。

第7章 命令への委任、実績報告、経過規定

第64条 システムサービスに関する法規命令

連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、系統への統合の改善及び標識灯の設置のため、第6条第5項及び第66条第1項第8号の規定による風力発電施設の要件を定めることができる。第1文の規定による法規命令は、その実施が経済的に期待可能である限りにおいて、特に次の各号に掲げる要件を含むものとする。

1. 第29条及び第30条の規定による施設のための要件
 - a) 事故が生じた場合における施設の対応に関する要件
 - b) 電圧の維持及び無効電力の準備に関する要件
 - c) 周波数の維持に関する要件
 - d) 証明手続に関する要件
 - e) 供給の復元に関する要件
 - f) 既存のウィンドパークの拡張に際しての要件
2. 第66条第1項第8号の規定による施設のための要件
 - a) 事故が生じた場合における施設の対応に関する要件
 - b) 周波数の維持に関する要件
 - c) 証明手続に関する要件
 - d) 供給の復元に関する要件
 - e) 既存のウィンドパークにおける旧式施設の増強に際しての要件

第64a条 バイオマス発電に関する法規命令

(1) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第27条から第27b条までの適用範囲において、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. バイオマスとみなす燃料
2. 追加的な燃料材補償を請求することができる燃料、この補償を算定するためのエネルギー基準値、証明方法及び燃料材補償の算定方法
3. 発電のために用いることができる技術的な工程
4. 遵守すべき環境及び自然保護上の要件

(2) 連邦政府は、さらに、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第27c条第1項第2号の適用範囲において、天然ガス系統から取り出したガスを追跡するための物質収支システムに関する要件を定めることができる。

第64b条 バイオマスの持続性要件に関する法規命令

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦食糧・農業・消費者保護省と協議して、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. 固体、液体又は気体のバイオマスによる電力に対する補償請求権は、発電のために使用するバイオマスが次の要件を満たす場合に限り認められること。
 - a) 持続的な栽培及び栽培のために使用する土地に関する環境面及びその他の一定の要件、特に自然の生存圏、EU指令2009/28/ECの規定による生物多様性を有する緑地及び化石燃料の埋蔵量の多い土地の保護のための要件
 - b) 持続的な生産に対する環境面及び社会面の一定の要件
 - c) 発電の際に最低達成しなければならない

い一定の温室効果ガス削減量

2. 第1号cの規定による温室効果ガス削減量の算定のための基準値を含む第1号の規定による要件
3. 施設管理運営者が第1号及び第2号の規定による要件を満たしていることを証明する方法。これには、次の規定を含む。
 - a) 証明の内容、形式及び有効期間。これには、EU又は他の国の法令に基づいて第1号の規定による要件を満たすことの証明として認められた証明書を承認するための規則を含む。
 - b) 証明手続にシステムを用いること及び独立の認証機関が証明手続に関わること。
 - c) システム及び独立の認証機関を承認するための要件並びにそれらを監督する措置。監督又は認証のために必要な限りにおいて、情報提供を受ける権利、書類を閲覧する権利、サンプルを採取する権利、指示を与える権利並びに営業時間又は経営時間内に土地、事務室、営業室及び貯蔵室並びに輸送手段に立ち入る権利を含む。
4. 連邦農業・食糧庁に対して、第1号から第3号までの規定による法規命令で定められた要件が満たされることを保障する任務を委任すること、特に第1号及び第2号に基づいて法規命令で定められた要件をさらに詳細に定めること並びに第3号の規定による任務の遂行を委任すること、また、そのような委任の場合には、連邦農業・食糧庁は、第63条にかかわらず、連邦食糧・農業・消費者保護省の専門的監督に服するものとする。

第64c条 調整機構に関する法規命令

連邦政府は、連邦における調整機構の一層の発展のため、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. この法律により促進された電力の販売のための基準を定めることができること。これには、次の事項を含む。
 - a) 補償支払額及び取引費用を経済的な誘因により相殺し、販売における得失に送電系統運用者を関与させることができるようにすること。
 - b) 販売の監督
 - c) 販売、再生可能エネルギー法口座⁽⁵¹⁾の運用及び賦課金の算定に対する要件。公表義務及び透明性の義務、経済的な調整の期限及び経過規定を含む。
2. 送電系統運用者は、優先的な供給を適切に考慮して、電力販売の最適化に資する契約上の合意を施設管理運営者と結ぶことができること。これには、国民経済的に適切な限りにおいて、かかる合意により生ずる費用を調整機構において考慮することを含む。
3. 特に売上金、必要な取引費用及び補償支払の会計のために、送電系統運用者に対して、透明性を有する共同の再生可能エネルギー法口座の運用を義務づけることができること。
4. 送電系統運用者に対して、再生可能エネルギー及び坑内ガスからの発電量の予測、予想される費用及び収益並びに翌暦年の予備費に基づいて、再生可能エネルギー法口座の残高を算入の上、共同して、翌暦年の連邦における統一的な賦課金を算定し、個人を特定しない様式で公表することを義務

(51) 再生可能エネルギーによる電力の補償等に付随する収入及び支出の均衡を管理するものである。

づけることができること。

5. 送電系統運用者の事務の全部又は一部を第三者に委託することができること。これには、送電系統運用者が連邦における調整のために行ったサービス又は再生可能エネルギー法に基づき補償及び市場プレミアムを支払った電力量の入札等このために実施すべき手続に関する規則、並びに、送電系統運用者による事務とは異なる第三者による事務を定めることができることを含む。
6. 直接販売の規定に必要な範囲で適合させること、並びに電力集約的事業者及び鉄道会社のための特別の調整規定、事後的修正に関する規定、連邦ネットワーク庁の権限、報告義務及び公表義務並びに賦課金を一層発展した調整機構に必要な範囲で適合させること。

第 64d 条 電力源証明書に関する法規命令

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦経済・技術省と協議して、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. 次の事項に関する要件
 - a) 第 55 条第 1 項の規定による電力源証明書の発行、譲渡及び無効化
 - b) 証明書登録簿が開始される前に発行された電力源証明書の承認、譲渡及び無効化
 - c) 第 55 条第 2 項の規定による電力源証明書の承認
2. 電力源証明書の内容、様式、有効期間
3. 電力源証明書の発行、承認、譲渡及び無効化に関する手続並びに申請者が第 1 号の規定による要件を遵守していることを証明する方法
4. 第 55 条第 3 項の規定による電力源証明書登録簿の詳細、電力源証明書登録簿に伝

達しなければならない事項及び伝達の義務を負う者。これには、個人情報の保護に関する規定を含む。

5. 第 55 条第 5 項の規定にかかわらず、電力源証明書が銀行法第 1 条第 11 項又は有価証券取引法第 2 条第 2b 項の規定による金融商品であること。
6. 第 54 条にかかわらず、第 16 条の規定により補償請求のあった電力又は第 33b 条第 1 号の規定により直接販売された電力について、電力表示における証明について定めること。この際、特に、第 55 条第 1 項の規定にかかわらず、この電力に対する電力源証明書の発行は、送電系統運用者が行うことを定めることができる。
7. 第 55 条第 4 項の規定にかかわらず、第 55 条第 1 項から第 3 項までの規定による事務、特に電力源証明書登録簿の設置及び運用、電力源証明書の発行、承認、譲渡若しくは無効化並びにこのために発せられる行政文書の執行を公法上の法人に委任すること又は必要な範囲において私法上の法人に委託すること、並びにこれに関する連邦環境庁の法的監督及び専門的監督を含む詳細。

第 64e 条 施設登録簿に関する法規命令

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦経済・技術省と協議して、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. 施設を登録する公的な索引の設置及び運営（施設登録簿）
2. 一又は二以上の私法上の法人に対する施設登録簿の運用の義務づけ。これには、所管の連邦上級官庁による監督、このためのガイドライン及び所管の連邦上級官庁を定めることを含む。

3. 施設登録簿の詳細。この際、次の事項を定めることができる。
 - a) 施設登録簿に伝達しなければならない事項。これには、期限並びに送付するデータの種類、形式、範囲及び評価に関する要件を含む。
 - b) 伝達義務を負う者
 - c) 登録は、施設登録簿の運用者に対する伝達の義務を負う第三者において行われなければならないこと。
 - d) 施設登録簿に登録する事項は、第55条第3項の規定による電力源証明書のデータ又はこの法律若しくはこの法律に基づいて制定された法規命令の規定により設置された他の登録簿と整合性のあるものとする。
 - e) 施設登録簿が私法上の法人により運用される場合に、次の事項。
 - aa) この法律に基づく任務の遂行のために必要な限りにおいて、連邦ネットワーク庁並びに第51条第3項第2文の規定により連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省に対してデータを伝達しなければならないこと。
 - bb) 手数料を徴収することができること。これには、手数料の額、明細及び算定基礎を含む。
4. 施設登録簿に登録され第6条第1項第2号の規定による技術的な設備を備えた施設の現在の電力供給量[のデータ]を呼び出し、このデータを施設登録簿に伝達する系統運用者の義務。これには、期限並びに送付するデータの種類、形式、範囲及び評価に関する要件を含む。
5. 第3号及び第4号の規定により伝達するデータと関連した個人情報の保護に関する規定
6. 第45条から第51条までに規定する伝達義務及び公表義務との関係。この際、特に、次の事項を定めることができる。
 - a) 施設登録簿に含まれ、公表されるデータで、当該公表後は第45条から第52条までの規定による伝達及び公表の必要がないものの範囲
 - b) 第33b条第1号若しくは第3号の規定による形態で電力を直接販売する施設管理運営者に対して第51条第2項を適用する範囲又は第33b条第2号の規定による形態で電力を直接販売する施設管理運営者に対して第51条第2項を適用しない要件

第64f条 その他の法規命令

連邦政府は、さらに、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

1. 第12条第1項の規定による補償の算定手続、特に、逸失収入及び支出を免れた費用の包括的な算定手続並びに個別の清算の証明手続
2. 特定の決まった時間に供給される電力に対する第16条の規定による補償の増額又は減額。これは、水力、風力及び太陽光エネルギーによる電力には適用しない。基準となる時間は、特に、日中時間又は特定の市場価格のときに適合させて決めることができる。
- 2a. 第33条第1項の規定による施設からの電力で、施設管理運営者又は第三者が施設に近接した場所において自家消費するものに対する補償の適用範囲において、第33条第2項の規定にかかわらず、次の事項
 - a) 補償の時間的効力及び補償期間
 - b) 補償金額。この際、自家消費の割合に応じて補償金額に差異を設け、又は差異

を廃止することができ、異なる定格出力又は異なる設備容量の施設に対して異なる補償金額を定めることができる。

- c) 補償の要件。特に、施設又は検針装置に対する技術的な要件及びこれらの施設からの電力の発電、検針、蓄電又は利用に対するその他の要件。
 - d) c)の要件の証明
3. 第33g条の規定による市場プレミアムの算定のための、法規命令の施行後に直接販売される電力及び法規命令の施行前に初めて市場プレミアムを請求した施設からの電力にも適用される、法律附則第4第2.1.2号、第2.2.3号、第2.3.4号又は第2.4.3号で定める額とは異なるマネジメントプレミアム（「PM」）の額。この際、エネルギー源ごと若しくは市場ごとに異なる額又は負の額をも定めることができ、この法律附則第4第3号と関連した第48条第3項第1号の規定による公表の際に当該データを考慮しなければならないことを定めることができる。
4. 第33i条又は第66条第1項第11号の規定によるフレキシビリティ・プレミアムに関して、次の事項
- a) 需要に応じたバイオガス発電を行うために追加して増強した設備容量（「PZusatz」）の大きさ及び算定方法。これには、修正要素（「fKor」）を含むが、これは、この法律附則第5第2.2号にかかわらない。この際、2011年12月31日以前又は2012年1月1日以降に運転を開始した施設に対して異なる値を定めることができる。
 - b) この法律附則第5第2.3号にかかわらず、容量要素（「KK」）の大きさ。この際、バイオマスの形態ごと又は2011年12月31日以前若しくは2012年1月1日以降

に運転を開始した施設に対して異なる値を定めることができる。

- c) 次の施設管理運営者によるフレキシビリティ・プレミアムの請求
 - aa) 第33i条第1項第1号にかかわらず、第33b条の他の形態で電力を直接販売し、又は第16条の規定により補償を請求する施設管理運営者
 - bb) バイオガス以外のバイオマスの形態により発電する施設管理運営者
- これには、請求の要件、詳細及び清算方法を含むが、第33i条又はこの法律附則第5の規定と異なる内容とするができる。
5. 第39条の規定による賦課金の軽減について、次の事項
- a) 第39条第1項の規定にかかわらず、賦課金の軽減のための要件、特に、賦課金の軽減に対する請求が可能となるために、第39条第1項第1号にかかわらず、電力供給事業者が最終消費者に供給した電力に占める第23条から第33条までの規定による電力の最低割合。この際、個別のエネルギー源及び坑内ガスごとに異なる割合を定めることができる。
 - b) 第39条第1項第1号の規定による要件の証明
6. 再生可能エネルギーによる電力の統合の一層の改善のために、特に次の事項
- a) 施設管理運営者、電力供給事業者、系統運用者又は調整機構令第11条第4号の規定による法規命令に基づいて電力量の販売を委託されている第三者のための経済的誘因、再生可能エネルギー及び坑内ガスによる電力の市場統合、システム統合又は系統統合を改善するための経済的誘因、特に、第16条の規定により補償され又は第33a条の規定により直接販売される電力の需要に応じた供給のた

めの経済的誘因

b) aの規定による経済的誘因の請求の要件、詳細及び清算方法。この際、次の事項をも定めることができる。

aa) この電力に対して第16条の規定による補償又は第33g条の規定による市場プレミアムの全部又は一部を請求することができる要件

bb) 電力を直接販売することができる要件

cc) 電力表示の方法、特に、この際、電力源証明書を利用することができる範囲

dd) 第3a章の規定による直接販売の要件と異なることができる旨

7. 基準電力量の算定及び適用を定める附則第3の補足規定

第64g条 法規命令に関する共通規定

(1) 第64a条、第64b条、第64c条、第64d条及び第64f条に基づく法規命令は、連邦議会の同意を要する。第1文の規定にかかわらず、第64b条に基づいて制定されたバイオマス持続性令の改正は、当該改正がEU指令2009/28/ECの第17条第3項第2段落、第18条第3項第3段落及び第4項第1段落から第4段落まで並びに第19条第7項及び第8項の規定による欧州委員会の拘束力を有する議決の実施を目的とする場合には、連邦議会の同意を要しない。

(2) 第1項の規定による法規命令の制定のために連邦議会の同意を要する場合には、連邦議会の修正の要望を法規命令に反映させることを条件とすることができる。法規命令の制定者が当該修正を反映させる場合には、連邦議

会の再度の議決は不要とする。連邦議会が、送付後6週以内に法規命令を審議しない場合には、第64a条、第64b条、第64c条並びに第64f条第1号、第2号、第3号及び第7号の場合には、当該法規命令に対して連邦議会の同意があったものとみなす。

(3) 第64c条、第64d条、第64e条及び第64f条第6号に基づく法規命令を制定する権限は、第64d条及び第64e条の場合には協議の規定を設けた上、法規命令により、連邦上級官庁に委譲することができる。第1項第1文の規定は、委譲の場合にも準用する。

第65条 実績報告

連邦政府は、この法律の評価を行い、連邦議会に対して2014年12月31日までに及びその後4年ごとに実績報告書を提出するものとする。

第65a条 モニタリング報告

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦政府に対して2012年12月31日までに及びその後毎年再生可能エネルギーの増強、第1条第2項の規定による目標の達成及びその結果明らかになる課題について報告を行うものとする。第1文の規定による報告及びエネルギー事業法第63条第1項第1文⁵²⁾の規定により連邦経済・技術省が行う報告に基づいて、連邦政府は、連邦議会に対して報告を行い、必要な勧告を行う。

第66条 経過規定

(1) 2011年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力に対しては、第23条第2項から第4項までにかかわらず、次の基準に

⁵²⁾ エネルギー事業法第63条第1項第1文は、連邦経済・技術省は、2012年12月31日までに及びその後毎年、系統整備、発電所の増加、施設の改修投資及びエネルギー効率化並びにその結果明らかになる課題について報告することが定められている。

従って、2011年12月31日現在の2008年10月25日の再生可能エネルギー法の規定を適用する。

1. 設備容量100キロワット超の太陽光発電施設の施設管理運営者は、2012年7月1日以降、第6条第1項の規定による技術的な基準を遵守しなければならないが、この際、第6条第3項の規定を適用する。
 2. 2009年1月1日以降に運転を開始した設備容量が30キロワット超100キロワット以下の太陽光発電施設の施設管理運営者は、2014年1月1日以降、第6条第2項第1号の規定による技術的な基準を遵守しなければならないが、第6条第3項の規定を適用する。
 3. バイオガスによる発電施設の施設管理運営者は、2014年1月1日以降、第6条第4項第1文第2号の規定による技術的な基準を遵守しなければならないが、これは、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法附則第2第1.4号の要件を満たす施設には適用しない。
 4. 第1号から第3号までの規定に違反した場合には、第17条第1項の規定を準用する。
 5. 次のいずれかに該当する場合には、2011年12月31日以前に運転を開始した施設に対して第11条の規定を準用する。
 - a) 当該施設が、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第6条第1号aの規定による技術的な設備又は運営上の設備を備える義務を負っていた場合
 - b) 第23条第2項第2号の規定により供給量を削減するための技術的な設備が備えられた場合
 - c) 第1号又は第2号の規定により、第6条第1項又は第2項第1号の要件を遵守することを義務付けられた場合
- 水力発電施設に対する規制が水利法又は他

の法令の基準に違反する場合には、第11条第1項の規定は適用しない。

6. 第16条第1項第2文及び第3文並びに第2項第2文から第4文までの規定は、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第16条第1項及び第3項を補う形で適用するものとする。2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第16条第2項第1文に代えて、第17条第2項第2号を、「第16条の規定による補償請求権」を「各施設にとって基準となる条文の再生可能エネルギー法の補償請求権」と読み替える、という条件で適用する。
7. 廃棄物ガス、汚泥ガス又はバイオマスによる電力については、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法附則第1第1.1号aに代えて、この法律附則第1第1号aの規定を適用する
8. 2002年1月1日以降2008年12月31日以前に運転を開始した風力発電施設からの電力に対する補償金額は、2012年1月2日以降2015年12月31日以前に増強の結果システムサービス令の要件が初めて満たされることになった場合には、5年間、1キロワット時当たり0.7セント増額される（システムサービス・ボーナス）。
9. 2009年1月1日以降2011年12月31日以前に運転を開始した建物又は遮音壁に接して又はその上に設置されている太陽光発電施設で、各施設の運転開始時点で有効であった再生可能エネルギー法の第33条第2項の要件を満たすものからの電力については、自家消費電力の補償に対する請求権は、施設管理運営者又は第三者が施設に近接した場所において電力を自家消費し、これを証明し、かつ、電力が系統に供給されていないときに限り認められる。
10. 第33a条から第33g条までの規定は、

第 33g 条の規定による市場プレミアムを算定する際に、施設が直接販売した電力に対して、当該施設にとって基準となる条文の再生可能エネルギー法の補償規定に従って実際に補償されていたと仮定した場合の 1 キロワット時当たりの補償金額を第 33h 条の規定による基礎値とする、という条件で適用するものとする。第 17 条第 3 項は、「第 16 条の規定による補償請求権」を「各施設にとって基準となる条文の再生可能エネルギー法の補償請求権」と読み替える、という条件で適用するものとする。2011 年 12 月 31 日現在の再生可能エネルギー法第 16 条第 5 項、第 17 条及び第 51 条第 2 項の規定は、2012 年 1 月 1 日以降適用しないものとする。

11. 第 33i 条は、第 64f 条第 4 号に基づく法規命令を留保して、2011 年 12 月 31 日以前に運転を開始したバイオガス発電施設にも適用する。第 1 文の規定は、当該施設で発電されたすべての電力に対して、第 33e 条第 1 文の規定にかかわらず、原則として、当該施設にとって基準となる条文の再生可能エネルギー法の補償規定による補償請求権が認められる場合に限り、適用するものとし、その他については、第 64f 条第 4 号に基づく法規命令を留保して、第 33i 条及びこの法律附則第 5 を適用するものとする。

12. 第 32 条第 3 項の規定は、2011 年 12 月 31 日以前に運転を開始した太陽光発電施設にも適用する。

13. 第 27a 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、2011 年 12 月 31 日以前に運転を開始した施設に準用する。

(2) 次の各号に掲げるバイオマス施設からの電

力に対しては、2011 年 12 月 31 日現在のバイオマス令を適用する。

1. 2012 年 12 月 31 日以前に運転を開始し、発電のために廃材を使用するバイオマス施設

2. 発電のために植物油メチルエステルを使用し、2004 年 6 月 26 日以前に運転を開始したバイオマス施設、又は、当該施設が連邦環境汚染防止法の規定による認可を必要とする施設である場合には、連邦環境汚染防止法第 6 条若しくは第 16 条と関連した同法第 4 条⁵³の規定により施設の設置若しくは運営のための認可が 2004 年 6 月 26 日以前に付与されたバイオマス施設

(3) 2011 年 12 月 31 日以前に運転を開始したバイオマス施設からの電力に対しては、2011 年 12 月 31 日現在の再生可能エネルギー法附則第 2 第 1.1 号 c は、2012 年 1 月 1 日以降適用しないものとする。

(4) 発電のためにバイオガスを使用するバイオマス施設からの電力に対しては、当該バイオガスが 2011 年 12 月 31 日以前に既にバイオガスを生成していたバイオガス生成施設に由来する場合には、第 27 条第 5 項第 1 号の規定は適用しない。

(5) 設備容量が 500 キロワット超 5 メガワット以下の水力発電施設で、その水力の利用が 2011 年 12 月 31 日以前に水利法に基づいて許可され、2013 年 12 月 31 日以前に運転を開始するものからの電力に対しては、系統運用者が当該施設からの電力に対する補償を最初に支払う前に、施設管理運営者がこれを要求した場合には、第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、2011 年 12 月 31 日現在の再生可能エネルギー法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定による補償が支払われる。

⁵³ 連邦環境汚染防止法第 4 条（認可）、第 6 条（認可の要件）、第 16 条（認可を要する施設の本質的な改修）

- (6) 次の要件をすべて満たす施設からの電力に対しては、系統運用者が当該施設からの電力に対する補償を最初に支払う前に、施設管理運営者がこれを要求した場合には、第27条にかかわらず、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第27条の規定による補償が支払われる。
1. 固体バイオマスによる発電施設
 2. 連邦環境汚染防止法の規定により認可を要する施設
 3. 2011年12月31日以前に連邦環境汚染防止法に基づき認可された施設
 4. 2012年12月31日以前に運転を開始する施設
- (7) 系統運用者は、第64f条第1号に基づく法規命令が逸失収入を算定するための包括的な手続を定めた場合には、第11条[の供給管理]において、第6条第3項と関連した同条第2項の規定による施設を規制することができる。
- (8) 電力供給事業者が2012年1月1日以降2012年12月31日以前に最終消費者に対して供給する電力については、電力供給事業者が通常責任を有する送電系統運用者に対して賦課金の軽減の請求を、第39条第1項第2号の規定にかかわらず、2012年2月29日までに通知していなければならないという基準で第39条の規定を適用する。
- (9) 連邦環境庁又は第64d条第7号に基づく法規命令により委任又は委託された法人が第55条第3項の規定による電力源証明書登録簿の運用を開始する日までは、電力源証明書の発行、承認、譲渡及び無効化は、2011年4月30日現在の再生可能エネルギー法第55条の規定により行う。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、第1文の規定による運営開始日を電子版の連邦官報で公告する。
- (10) 第27c条第1項第2号は、2012年12月31日以前に発電された電力については、適用しない。
- (11) 第32条第2項第2号の規定による転用地にある太陽光発電施設による電力に対する補償請求権は、第32条第2項第2号a及びbに掲げた土地にある施設にも、当該施設が第32条第2項の他の要件を満たし、2013年12月31日以前に運転を開始し、地区詳細計画の作成又は変更に関する決定が2011年6月29日以前に行われていた場合には、認められる。
- (12) 第57条は、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法に対する適用問題についても適用する。
- (13) 第41条は、2012年の申請に対しては、次の条件で適用する。
1. 特定の受電設備が第37条第3項第2号の規定に基づいて初めて賦課金の支払を義務付けられたことにより、2012年に初めて、当該受電設備について[賦課金の軽減の]申請を行う事業者は、第41条第1項第1号cの要件を免除される。
 2. 10ギガワット時以上の電力を消費する事業者に対しては、41条第1項第2号の規定に代えて、2011年12月31日現在の第41条第1項第4号の規定を適用する。
- (13a) 第41条第5項第3文及び第4文の規定は、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第41条の規定による電力量の割合又は2011年12月31日現在の連邦における調整機構の一層の発展のための法規命令第6条の基準による賦課金が2011年12月31日以前に軽減された[製造業者の]独立した部門には適用しない。
- (14) 2003年7月31日以前に運転を開始した水力発電施設からの電力については、施設の改修が2013年12月31日以前に完了し、系統運用者が第23条第1項と関連した同条第2

項の規定による補償を最初に支払う前に、施設管理運営者がこれを要求した場合には、第23条第4項と関連した同条第2項に代えて、2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第23条第5項と関連した同条第2項の規定を適用する。

(15) 最終消費者が2011年8月31日以前に電力供給事業者又は第三者から電力を購入していなかった場合で、かつ、発電施設が2011年8月31日以前に運転を開始していた場合には、当該電力については、第37条第3項に代えて、2011年12月31日現在の第37条第6項の規定を適用する。

(16) 2011年8月31日以前に2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第37条第1項第1文と関連した同条同項第2文の規定による補償義務が軽減されていた電力供給事業者については、第39条の規定にかかわらず、2013年12月31日以前に最終消費者に供給する電力について、次の要件をすべて満たす暦月の賦課金支払義務はないものとする。

1. 最終消費者全体に供給する電力の50%以上が、当該暦月において、第23条、第24条、第25条、第27条から第30条まで、第32条及び第33条の規定による電力である場合。当該電力量の算定に際しては、次に掲げる再生可能エネルギーによる電力に限り算入することができる。

a) 当該電力について、第33e条第1文の規定にかかわらず、原則として第16条の規定による補償請求権が認められ、これが第17条の規定により減ぜられない場合

b) 次に掲げる電力

aa) 施設に近接した場所において最終消費者によって消費される電力

bb) 系統により送電されない電力

c) 次に掲げる電力

aa) 第33b条第2号の規定により直接販売される電力

bb) 第33a条第2項の規定により第三者に譲渡され、かつ、第8条の規定により実際に買い取られなかった電力又は第33条第2項の基準に従って消費されなかった電力

d) 施設管理運営者が第33c条第1項の規定に違反していない場合

電力量の割合の算定に際しては、第39条第1項第1号後段を準用する。

2. 電力供給事業者が通常責任を有する送電系統運用者に対して賦課金の軽減の請求権行使について前暦月の1日より前に伝達していた場合

3. 第39条第1項第4号の要件が遵守されている場合

(原注*) 公式参考文献。連邦海運水路庁(郵便番号20359、ハンブルク市)で入手可能。

(原注1) 公式参考文献。連邦統計庁(郵便番号65189、ヴィースバーデン市、グスタフ・シュトレスマン・リング11)で入手可能。インターネット www.destatis.de でアクセス可能。

(原注2) 公式参考文献。公式参考文献。連邦統計庁(郵便番号65189、ヴィースバーデン市、グスタフ・シュトレスマン・リング11)で入手可能。インターネット www.destatis.de でアクセス可能。

(わたなべ ふくこ)